

代表取締役会長メッセージ

「グローバル連結経営の強化」と
「人財の幸福度の追求」を念頭に、
コーポレート・ガバナンスの進化に取り組みます。

◆持続的成長力を強化するための 「ガバナンス改革」

当社グループは、2018年12月に「指名報酬諮問委員会」を設置し、本年1月に「代表取締役会長職」を設置したほか、4月には「東京応化工業 コーポレートガバナンスガイドライン」を策定しました。

一連のガバナンス改革によって当社グループのコーポレート・ガバナンスは新たなステージに移行しましたが、その目的はあくまでも「持続的成長力の強化」にあり、体制変更そのものを目的としたものではありません。社外取締役を中心とした指名報酬諮問委員会によって「経営の透明性と公平性」を強化したほか、代表取締役として経営責任を負いながらも業務執行と一定の距離を置いた取締役会長として、独立役員による「けん制機能」や社内取締役の「自律性」についても引き続き機能させ続けることで、東京応化の「持続的成長力の強化」と2040年の「100年企業」の実現に向けて邁進します。

◆「グローバル連結経営の強化」に向けて

足元において連結売上高の海外比率が75%を超える、海外現地で5つの工場と4つの顧客密着拠点を展開する

当社にとって、持続的成長力をさらに強化するために最も重要なポイントは、「グローバル連結経営の強化」にほかならないと考えております。当社の国内外での事業活動にまつわるリスクを「統制」「リスク」「コンプライアンス」の3つの観点からグループ全体で共有し、持続的な価値創造につなげるGMS(グループマネジメントシステム)の構築・運用を2016年より進めてきたほか、2017年には国内外の全拠点における決算期を12月に統一したこと、「内部統制および財務・経理におけるグローバル連結経営」を強化してまいりました。

また、TOK尖端材料社のトップを現地の人に任せ、米国・台湾拠点の幹部にも現地人財を登用するなど、「マネジメントにおけるグローバル連結経営」も徐々に進捗しています。今後は執行役員だけでなく取締役についても国籍問わず優秀な人財を任命することで、「人財面におけるグローバル連結経営」も加速していく構えです。

◆コンセプトは人財の「幸福度」の追求

これらグローバル連結経営の強化に向けたガバナンス改革において最も大切なコンセプトは、人財の「幸福度」の追求であると考えています。これは単に、平均年間給与の上昇やワークライフバランスの向上、女性従業員の



代表取締役取締役会長

阿久津 郁夫

働きやすさの強化を意味するだけではありません。こうした取り組みのいずれについても当社は成果をあげておりますが、私は、「顧客や社会のお役に立つこと」が、従業員の「幸福度」のコアとして存在し続けることが何よりも重要であると考えています。昨年、当社は北米のお客様より、半導体の最先端プロセス向けの超高性能洗浄液を採用いただきましたが、この製品は、今後の5G通信における次世代半導体向けを中心に、社会の幅広い分野で活躍する見込みです。現地の顧客密着拠点で開発したチームの苦労は想像を絶するほど大変なものでしたが、「顧客や社会のお役に立てた」ことによる「幸福度」は、何事にも代えがたいものであったと聞いております。今後は海外だけでなく、連結従業員数の約8割を占める国内の人財にも、このような「幸福度」をかみしめる機会を提供していくことが私の使命であると考えています。

取締役や執行役員などマネジメント層の「幸福度」の追求にあたっては、役員報酬制度の改革を中心に進めていきます。当社は従来より業績連動型の役員報酬制度を導入していますが、現在、当社の目指す方向性や社会的課題を踏まえた新たな役員報酬制度を構築するべく、指名報酬諮問委員会で具体的な算定指標や計算式の策定を進めており、早ければ2020年12月期より実施する見込みです。

◆「tok中期計画2021」のモニタリングにあたり

本年スタートした「tok中期計画2021」のモニタリングにあたっては、業務執行を離れた代表取締役会長としての立場から、大局的な視点での方向転換や軌道修正に関するアドバイスをしていく所存です。

足元では、エレクトロニクス産業における技術転換スピードが速まっているだけでなく、米中貿易摩擦により、当社の事業環境における先行きの不透明感はますます強まる傾向にあります。よって「tok中期計画2021」で進める「事業ポートフォリオ改革」においては、「新規事業の拡大」だけでなく、「既存事業における製品ポートフォリオの入れ替え」や「サプライチェーンの組み替え」も迅速に行っていく必要があり、その視点からのモニタリングにも注力していきます。

また、「tok中期計画2021」の重点施策として掲げた人財施策の強化や経営基盤の強化、ガバナンスの充実、およびマテリアリティへの取り組みについては、定性目標についても極力KPIを設定していくことで、実効性のあるモニタリングを促進してまいります。

ステークホルダーの皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

独立役員からのメッセージ

さらなるガバナンス改革へ向けた
ディスカッションを継続しています。

社外取締役 指名報酬諮問委員会 委員長

栗本 弘嗣



◆ 2019年からの新たな経営体制、 ガバナンス体制について

まず最初に、阿久津前社長の後任を種市現社長とした決定のプロセスについてお話ししますと、2018年12月に指名報酬諮問委員会が発足する前の旧体制下で行なわれましたが、新体制におけるスキームとほぼ同様に、阿久津前社長から私と関口取締役に、当人事案の説明がありました。

種市現社長を候補とした理由については、「既存事業に縛られない新しい発想をもち、半導体関連事業と新規事業の双方での実体験を多く積み、当社の将来を担う事業を数多く育ててこられた実績」「人間性に優れ、分け隔てなく、公平・公正に物事を見る目を有しておられること」「米国法人におけるマネジメント経験等を通じ、経営者に必要な決断力を培ってこられた」ことなどからという旨のお話をいただきました。私自身も、種市取締役が新事業開発の責任者であった時期にお話する機会が何度もありましたが、リスクを恐れぬ積極的な姿勢に感心していましたことから、同取締役であれば、当社のあらゆる変革に果敢に取り組むことができるとともに、真面目かつオープンな人柄や、年齢が若く、最先端分野を事業ドメインとする当社のトップに相応しいことなどを理由に、当人事案に賛成しました。また同時に、阿久津前社長が、当人事案だけでなく、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて大きな決断をしたことについても感銘を受けました。

取締役会議長と業務執行を分離した新たなガバナンス体制がスタートしてから約7ヵ月が経過しますが、東京応化のガバナンス体制は、本来あるべき姿に着実に近づいていると実感しております。今後の課題としては、取締役と執行役員が兼任となっている現状や、社外取締役のあり方などについて、新たな改革へ向けたディスカッションを継続することが重要であると考えています。

◆ 指名報酬諮問委員会の委員長として

指名報酬諮問委員会の委員長への就任により、私の責任がさらに大きくなったことに身が引き締まる思いであります。私と関口取締役は、就任後直ちに、取締役と執行役員の皆さんをよく知るための役員ヒアリングを開始したほか、取締役と執行役員の報酬のあり方についても、私見を述べさせていただきました。役員報酬についてはその責任の重さに対し十分なものであるべきであり、また、メリハリも必要であると考えております。同委員会を昨年12月に立ち上げてからの主たる活動として、2019年12月期の役員人事案について討議したほか、足元では、新たな役員報酬制度について、2020年12月期からの施行を目指した原案づくり等を進めています。

◆ 中長期的な企業価値向上と 社会的価値向上へ向けて

「企業のトップは会社の命運を左右する」とはよく言われることですが、私自身もESG製品に強みを持つグローバルニッチトップ企業の代表取締役社長をつとめた経験から申し上げれば、経営は、単なる事業運営や業績の積み重ねではなく、それを生み出す基となる「企業価値」と「社会的価値」の双方を基盤においていたものでなければなりません。

しかし、このような観点から経営トップに必要となる資質は何かという問い合わせに対し、直ちに明確に答えることは簡単ではありません。トップであっても「人」であり、その資質にもまた多様性があるためです。指名報酬諮問委員会の委員長としての私の使命は、次期経営トップの資質について、活発な議論を積み重ねていくことであると考えています。

ガバナンスとダイバシティの進化へ向けて、忌憚なき意見を述べていきます。

社外取締役 指名報酬諮問委員

関口 典子



◆ 指名報酬諮問委員として

経営層の指名および報酬の決定における透明性・客觀性を高め、ステークホルダーへの説明責任を果たすための「外部の目」として、独立した立場から経営を監督する役割を、十分に自覚してまいります。具体的には、「東京応化工業 コーポレートガバナンスガイドライン」で定めた基準、方針に基づき、候補者の指名については、候補者の要件・能力・経営計画・外部環境等を勘案し合理的なプロセスを経ているか、また、報酬については、適切なリスクティクへのインセンティブを与えているかの観点から、設計や仕組みについて忌憚なき意見を述べる所存です。

今後の後継者選定プロセスの策定にあたっては、これまで以上に客觀性・公正性ある手続きを踏むことや、私たち社外取締役が十分な時間と機会を得て候補者との対話を繰り返すなど、より積極的に関与・監督する方向で委員会を運営していきたいと考えています。

◆ グループマネジメントシステムの進化に向けて

東京応化のリスクマネジメントのコアであるGMS(グループマネジメントシステム)は、当社の方針が一定のルールに従ってグループ各社に浸透することで、ガバナンスを強化することを目的としています。足元の事業環境の激しい変化に適切に対応し続けるには、管理項目や運用ルールに漏れや瑕疵がないか毎年チェックするといった地道な作業の繰り返しが最も有効な方法となります。今後も実のある活動とするために、グループ一人ひとりがGMSの意義を深く認識し、有効性・効率性・一貫性の観点から常に見直しをかけるようモニタリングしてまいります。

◆ 女性人財や外国籍人財のさらなる活躍に向けて

当社の近年の新入社員に占める女性比率は40%前後に上るほか、海外子会社と日本の本社・工場間で人財交流が活発に行われていることから、性別、国籍に関係なく多様性を活かすことへの意気込みを感じます。さらなるダイバシティの進化に向けては、専門部署を設けて情報交換を主としたネットワークを作る、あるいは、年に何回かイベントを開催してグループ内の周知を促進させるなど、取り組み姿勢をより強く表すことも有益だと考えます。女性人財や外国籍人財は当社グループの中で着実に増えており、このトレンドが続くことで、グループ全体としての理解が自然に深まるのではないかでしょうか。女性や外国籍といった少数者は、自らの経験から、多様性を尊重し配慮するダイバシティ・マネジメントの視点を持てるため、会社にとっても文字通り人「財」であると考えています。

今後の取り組み課題である女性管理職比率の上昇(2018年12月末現在2.4%)に向けては、まずは上司の方が、候補となる女性管理職を引き上げて仕事を任せ、時には厳しく、時には良き相談相手として、女性管理職を支えていく環境を整えていただきたいと思います。多数の部下を率いる女性の部長であればいやがうえにも目立ちますし、慣れない中で孤軍奮闘することもあるでしょう。それでも、自分を支えてくれる同僚やメンターがいることは、仕事をするうえで何よりも心の支えになること思います。肩書が人を作る、というのは、女性であっても同じです。女性社員の皆さんも、天から与えられた使命だと思い、ひるまずチャレンジして欲しいと思います。

企業価値向上に向けた重要課題(マテリアリティ)への取り組み

マテリアリティ／2018実績&2019課題・目標一覧

マテリアリティ	ESG分野	主な取り組み	2018年12月期の課題・目標
イノベーションに資する 高付加価値製品の 開発・提供	社会 (S)	顧客満足のさらなる向上	顧客密着戦略の推進／マーケティングの強化
			品質管理体制の維持・向上
		イノベーションと社会的課題の 解決への貢献	産業の進化と技術イノベーションに資する 先端材料の開発・製造
			新規ビジネスの開拓
			オープンイノベーション
		人財力の強化	「100年企業」を見据えた人財施策の推進
			ワークライフバランスの推進
		ダイバシティ& インクルージョン	ダイバシティを活かした企業活動の継続
			女性活躍の推進
		人権の尊重と公正な労働慣行	フェアな人事・雇用制度の維持に向けた取り組みの継続
			ハラスメントの防止
人財施策の強化	ガバナンス (G)	ガバナンス実効性の強化	経営の透明性の確保および ガバナンスの継続的高度化
			内部統制関連の規程整備を グローバルベースで継続実施
		コンプライアンス	コンプライアンスの浸透活動の継続
			内部通報への対応
		リスクマネジメント	TOKグループでのリスクマネジメント体制の強化
			クライスマネジメントの強化
			大規模地震への対策
			情報管理体制の維持・管理・向上、 情報管理におけるルール運用の確認・見直し

【自己評価による目標達成度】

- 実施して成果を得られたもの
- △ 実施してさらに成果をあげる必要のあるもの
- ✗ 実施および達成しなかったもの

2018年12月期の主な実績・進捗	評価	2019年12月期の課題・目標	掲載P	関連するSDGs
■連結売上高：前期比4.8%増 ■新規開発案件の増加	○	■顧客満足に徹したサポート体制ならびに研究開発に迅速かつ着実に取り組む ■徹底的なマーティングにより、顧客の新たな価値創造につながるソリューションを見極め、集中的かつ積極的に対応	P40-43 P56-63	    
■顧客の開発ロードマップに対応したメタル不純物の検出感度向上	○	■顧客の開発ロードマップに対応したメタル不純物の検出感度向上	P6 P58	
■先端フォトレジスト(EUV、ArF、KrF)の合計売上高：前期比約5%増	△	■5G&Innovationに求められる技術開発にチャレンジ	P40-43	
■機能性フィルムやバイオチップ材料の開発および事業化の推進	△	■機能性フィルム／光学部材／ライフサイエンス関連材料の開発推進と事業性強化	P25 P32-33	
■新研究開発棟の建設 ■他社・他団体との協働プロジェクト推進件数前年比約5%増加	○	■新研究開発棟のスムーズな運営開始 ■他社・他団体との協働プロジェクトの拡充	P25 P58-59	
■「階層別研修プログラム」参加延べ人数：3,685人 ■「TOKグローバル選抜教育」参加延べ人数：49人	○	■「100年企業」を見据えた人財施策の推進 ■様々な顧客とのビジネスの可能性を追求し、成功するまで挑戦を続ける人材を強化	P26 P48-51	
■有給休暇取得率：75.3%	△	■ワークライフバランスの推進の継続	P48-51	   
■外国人従業員比率：22.6% ■海外管理職の現地化比率(連結ベース)：61%	△	■ダイバーシティを活かした企業活動の継続	P48-51 P69	
■女性管理職比率：2.4% ■新卒採用における女性比率：43.3% ■男女問わず育児休職の取得実績増加	△	■女性活躍の推進の継続	P48-51 P69	
■人事制度検討会であげられた課題等を踏まえ、人事制度改革PJ・人事部で新人事制度導入へ向けた取り組みを推進	○	■2021年1月からの新人事制度の導入に向け、人事制度改革PJ・人事部で新人事制度導入へ向けた取り組みを推進	P48-51	
■ハラスメント防止教育受講率：100% ■ハラスメントを感じる従業員の顕在化	△	■ハラスメント防止への取り組みの継続	P51	
■代表取締役会長職の設置 ■指名報酬諮問委員会の設置	△	■指名報酬諮問委員会の定着と円滑な運営(委員会開催1回／年) ■取締役会の実効性強化へ向けたPDCAの徹底継続 (取締役会評価の実施1回／年) ■取締役会等の決裁権限見直し (当社：2019年4月施行済、子会社：2020年1月施行目標)	P66-69 P76-78	
■子会社で整備が必要な規程を明確化・共有 ■欧州および中国子会社での規程整備を促進 ■EHS(環境・労働安全衛生)管理規程を制定 ■グループの情報管理規程・基準文書について、各会社の文書が紐づくように整理	○	■内部統制関連の規程整備をグローバルベースで継続実施 ■内部統制におけるPDCAの徹底継続 (進捗確認および方針見直し2回／年)	P82-85	
■国内全拠点でのコンプライアンス教育、およびグループ各部署・拠点の実情を踏まえた独自のコンプライアンス教育をコンプライアンス委員会事務局が実施	○	■コンプライアンスの浸透活動の継続 ■法令に関するリスクの軽減	P82-85	
■通報3件を受け、詳細な事実関係の把握、客観的な状況判断に基づき、対象者への指導、懲戒処分、是正へ向けた教育等を実施	○	■内部通報制度のさらなる充実	P83	
■リスクアセスメントを実施し、影響度が高いと判断したリスクに対し低減活動を実施。低減項目に対し20%の達成度	✗	■リスクアセスメントによってあぶり出された新規リスク案件や継続案件について低減活動を実施	P83	
■BCP(事業継続計画)について、2018年7月の西日本豪雨での被害を踏まえた代替輸送の見直し等により更新。海外子会社を含むグループ全生産拠点の初期行動基準の策定を完了	○	■様々なリスクに対応すべく、グループで統一したBCPの作成	P83	
■大規模災害時における安否確認システムの意識向上へ向けた訓練を実施。計画比100%を実施し、回答率も高水準を維持	○	■意識向上へ向けた訓練を継続し、高水準の回答率の維持を目指す	P83	
■BCP(事業継続計画)の定期的な見直しにおいて、首都直下型地震の発生を想定したBCPを継続	○	■様々なリスクに対応すべく、グループで統一したBCPの作成	P83	
■情報管理体制の維持・管理・向上を継続し、管理規程を更新 ■メール利用におけるルール運用の未実施が散見	△	■情報管理体制の維持・管理・向上を継続し、管理規程を更新 ■情報の有効活用の推進と機密性開示範囲等の再教育 ■メール利用における問題点の把握と改善	P84-85	

マテリアリティ／2018実績&2019課題・目標一覧

マテリアリティ	ESG分野	主な取り組み	2018年12月期の課題・目標
環境保全	環境 (E)	環境経営の推進	環境貢献製品の開発・製造 ■パワー半導体向けi線用フォトレジストの安定供給 ■次世代パワー半導体向け材料の開発
			社外へ影響を及ぼす環境事故の撲滅 ■環境事故件数:重大事故0
			新規環境規制動向への積極的な対応 ■国内外の法規制等への的確な対応と新規環境規制動向への対応
			環境に関わる情報の積極的公開 ■積極的な情報公開 「CSRレポート」「アニュアルレポート」の発行、HPでの環境情報の公開
			環境ISO組織体制の構築 ■より強固な環境体制の構築
		気候変動問題への対応	エネルギー起源CO ₂ 排出原単位の改善 【中期目標】2019年までに、2009年比エネルギー起源CO ₂ (排出原単位)で10ポイント削減(年率1ポイント) ■2009年比CO ₂ (排出原単位)9ポイント削減 ■対前年比1ポイント以上のエネルギー起源CO ₂ (排出原単位)の削減
			エネルギー消費原単位の改善 【中期目標】2019年までに、2009年比エネルギー(消費原単位)で10ポイント削減(年率1ポイント) ■2009年比エネルギー(消費原単位)9ポイント削減 ■対前年比1ポイント以上のエネルギー(消費原単位)の削減
			物流部門のエネルギー消費原単位の改善 ■対前年比1ポイント以上のエネルギー(消費原単位)の削減
			海外拠点における温暖化防止の取り組み ■省エネルギーを意識した生産活動を展開
		資源循環の促進	水リスクに対する取り組み ■排水経路見直しによる水汚染リスクの低減 ■水リスクが高い地域での水使用量削減の検討
			産業廃棄物の削減 【中期目標】2020年までに、2015年比(原単位)で5ポイント削減(年率1ポイント) ■2015年比(原単位)で3ポイント削減および前年比1ポイント削減 ■産業廃棄物埋め立て量の削減 ゼロエミッションの継続(1%未満の維持)
		大気・水・土壤環境の保全	大気汚染・水質汚濁・土壤汚染の防止 ■大気汚染・水質汚濁・土壤汚染の防止 運用管理値以下の維持・継続に努める
			オゾン層破壊物質対策 ■機器の適正管理によるフロン漏えい量の管理 代替フロンへの転換促進
			PRTR対応の推進 ■PRTR対象物質の削減に向けた調査の実施
		生物多様性の保全	生物多様性宣言に基づく意識向上と参画推進 ■生物多様性保全の重要性の理解の推進
化学物質の管理		法規制への的確な対応	化学物質管理の適正かつ確実な実施 ■法令改正情報の入手と展開スキームの維持管理 ■源流管理体制の維持管理
			PCB特措法への適切な対応 ■PCB含有機器の適正な回収、保管およびPCB廃棄物(低濃度・高濃度)の早期処理
労働安全衛生・保安防災	社会 (S)	労働安全衛生・化学物質のリスク低減	安全文化の醸成 ■労働災害事例に基づく予防処置などの対策実施
			安全教育・訓練、防災訓練の推進 ■緊急事態対応訓練の計画的な実施 ■環境自覚教育の計画的な実施 ■外部業者起因による環境事故や労働災害を未然に防止
			化学物質取り扱い作業におけるリスクアセスメント活動の推進 ■腐食性が高い化学物質取り扱い作業におけるリスク低減の取り組み強化
			労働災害「0」 ■労働災害「0」の継続

【自己評価による目標達成度】

- 実施して成果を得られたもの
- △ 実施してさらに成果をあげる必要のあるもの
- ✗ 実施および達成しなかったもの

2018年12月期の主な実績・進捗	評価	2019年12月期の課題・目標	掲載P	関連するSDGs
■パワー半導体向けi線用フォトレジストの安定供給	○	■パワー半導体向けi線用フォトレジストの安定供給	P30-31 P47	
■環境事故件数:重大事故0件	○	■環境事故件数:重大事故0		
■法的およびその他要求リストのフォーマットの全社統一化を実施 ■法令遵守確認手順の見直しを実施	○	■電子マニフェストの導入	P44-46 P98-101	
■「CSRレポート2018」「アニュアルレポート2017/12」の発行、HPでの環境情報の公開	○	■積極的な情報公開 「統合レポート」の発行、HPでの環境情報の公開		
■より強固な環境体制を構築するため、新体制の仕組みづくり	○	■全社環境委員会の発足および運営の開始		
■2009年比CO ₂ (排出原単位)3ポイント削減	✗	■2009年比CO ₂ (排出原単位) 10ポイント削減	P92-93	
■対前年比CO ₂ (排出原単位)3ポイント増加	✗	■対前年比1ポイント以上のエネルギー起源CO ₂ (排出原単位)の削減	P92-93	
■2009年比エネルギー(消費原単位)15ポイント削減	○	■2009年比エネルギー(消費原単位) 10ポイント削減	P92-93	
■対前年比エネルギー(消費原単位)2ポイント増加	✗	■対前年比1ポイント以上のエネルギー(消費原単位)の削減	P92-93	
■対前年比エネルギー(消費原単位)6ポイント削減	○	■対前年比1ポイント以上のエネルギー(消費原単位)の削減	P92-93	
■省エネルギーを意識した生産活動を展開	○	■省エネルギーを意識した生産活動を展開	P93	
■水リスクの低減活動を推進するプロジェクトを発足させ、全拠点の排水経路を見直すなど、今後の水リスク低減・使用量の削減計画を検討	○ △	■水汚染対策の策定 ■取り組み目標の設定と計画の立案	P94-95	
■2015年比(原単位)で17ポイント削減 前年比2ポイント削減	○	■2015年比(原単位)で4ポイント削減および前年比1ポイント削減	P96-97	
■産業廃棄物埋め立て量⇒1%未満 ゼロエミッション達成	○	■産業廃棄物埋め立て量⇒1%未満 ゼロエミッション達成		
■運用管理値超過事例なし	○	■運用管理値超過事例なし		
■フロン算定漏えい量⇒23t-CO ₂ 代替フロンを使用した機器への転換を検討	△	■機器の適正管理によるフロン漏えい量の管理 ■代替フロンを使用した機器への転換促進	P98-99	
■製造プロセスの見直しおよび密閉性の強化	○	■PRTR対象物質の排出・移動量の係数見直し		
■社員教育:延べ208名参加 ■「かながわトラストみどり財団」の活動に社員を派遣	○	■継続的な社員教育の実施 ■森林保全活動の継続	P99	
■調査対象物質の含有有無と製品組成情報の更新 ■開発品も含めたシステム化を実施	○	■源流管理体制の維持管理 ■化学物質管理体制の継続的な強化・運用	P100-101 P103	
■PCB廃棄物(高濃度)146kg中119kg(82%)の処理を実施 ■全拠点分を一覧化し、取りまとめを実施	○	■PCB廃棄物(高濃度)は4月に全て廃棄終了 PCB廃棄物(低濃度)は2027年の廃棄期限に向けたロードマップを作成し、適正な実施へ		
■災害事例に基づく事故防止ガイドラインを作成し、対策の水平展開を実施	○	■ISO45001の取得の準備		
■緊急事態対応訓練の実施 ■環境自覚教育の実施 ■当社内で行われる外部業者による工事等での環境事故や労働災害を未然に防止するため、工事前後の確認事項や外部業者への伝達事項を定めた全社共通ルールとなる「外部業者管理ガイドライン」の内容検討	△	■緊急事態対応訓練の計画的な実施 ■環境自覚教育の計画的な実施 ■外部業者管理ガイドラインの制定と各サイトへの周知	P102-103	
■腐食性が高い化学物質取り扱い工程における安全対策強化実施	○	■リスクアセスメントの強化(拠点毎に重篤度の高いリスクの低減活動実施) ■外部機関の活用、連携による安全レベル向上		
■休業災害2件発生	✗	■労働災害「0」の継続		



コーポレート・ガバナンス

持続的な企業価値向上に向けて、
コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組みます。

独立役員からのメッセージ

リスク多様化と巨大損失の時代のリスクマネジメント

当社の使命の1つに、いかなる時も製品を遅滞なく提供する「供給者責任」があります。その責任を果たすために、大型化・巨大化する自然災害に対処するための事業継続計画(BCP)について、「早期復旧」「代替生産の確保」に向けた詳細な計画を策定するほか、避難訓練や机上訓練を積み重ねることで、万が一の事態に備えています。また、今後30年での発生確率が70%ともいわれる首都直下型地震や南海トラフ地震に備え、当社のBCPの実効性をより一層高めることが喫緊の課題です。一方、情報漏洩やハッキング、データ改ざん、AI固有の新たなリスクなど、高度情報社会における新たなリスク管理の重要性も高まっています。加えて、世界の政治経済に瞬時に大きな影響を生む地政学リスクの大きさも従来の比ではありません。こうしたリスク多様化の時代においては、グループ全員がリスクを「自分ごと化して考える」企业文化が大切です。そのうえで、強靭なリスク対応力を組織として根づかせ、「想定外」と「機会損失」の極小化につなげていくべく、積極的に提言してまいります。



社外監査役
深田 一政

個々人が能力を発揮しやすい体制こそが原動力

平成後半に多発した企業不祥事の多くには、昭和の原動力であった「日本の組織主義」の弊害という面も認められます。企業の主たる課題は、「量的拡大」から「変化への対応力強化」へと移りました。組織風土の面から見れば「チーム・スピリット」の必要性に変わりはないものの、今求められているのは、「組織至上主義」ではなく「従業員個々の自律性の高さ」です。個々人が能力を発揮しやすい体制こそが、研究開発の価値を高め、生産効率を上げる新たな原動力となります。そして、このような体制は同時に、外部環境の変化を呼吸する真のダイバシティマネジメントを実現し、ガバナンスやリスク管理の高度化をもたらします。当社が「tok中期計画2021」の戦略の1つとして掲げる「自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材の強化」は、その実現に向けた大きなステップであり、私は、この戦略の結実に向けて、独立役員の立場から貢献していきたいと思います。



社外監査役
高橋 浩一郎

解決の鍵は「現場」にあり

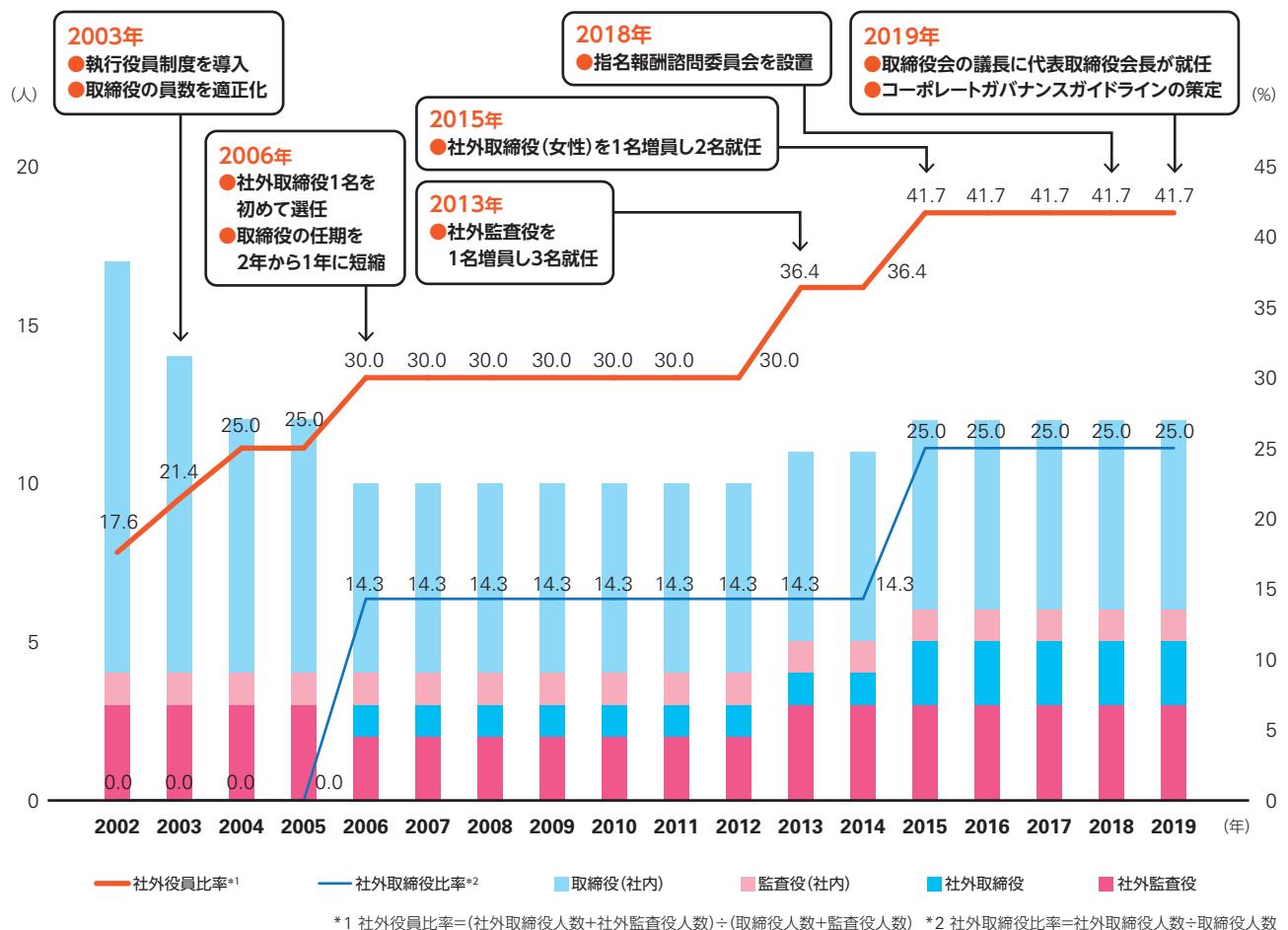
本年3月に当社の社外監査役に就任しました竹内伸行でございます。国内大手信託銀行の執行役員や取締役を務め、そのグループ会社の代表取締役社長として経営に携わったほか、現在は他社の非常勤監査役も務めさせていただいております。これらの経験をもとに、微力ながら、東京応化の持続的な価値創造に貢献できればと考えております。

現在は、業種を問わず企業が抱える共通の課題に東京応化がどう対応しているかに着目し、当社の全体像について、様々な情報や知識を吸収している段階にあります。私がこれまでのビジネス経験で培ってきた「解決の鍵は現場にあり」をモットーに、「理屈倒れ」に陥ることなく、当社の株主・投資家、役員や従業員をはじめとするステークホルダーの皆様が真に納得し、当社の発展につながる監査、助言をできればと考えています。



社外監査役
竹内 伸行

東京応化のコーポレート・ガバナンス強化に向けた歩み



基本的な考え方

当社は、創業以来の経営理念（「技術のたゆまざる研鑽」「製品の高度化」「社会への貢献」「自由闊達」）のもとに掲げた「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現、ならびに企業価値の向上につながるものと確信しています。

この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の1つと位置づけ、その達成に向けて、鋭意取り組んでいます。

また、マテリアリティおよび「tok中期計画2021」における全社戦略の1つとしてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む当社は、コーポレート・ガバナンスを継続的に強化するための基本方針や考え方を、「東京応化工業 コーポレートガバナンスガイドライン」として2019年4月に制定・公開しています。

→「東京応化工業 コーポレートガバナンスガイドライン」

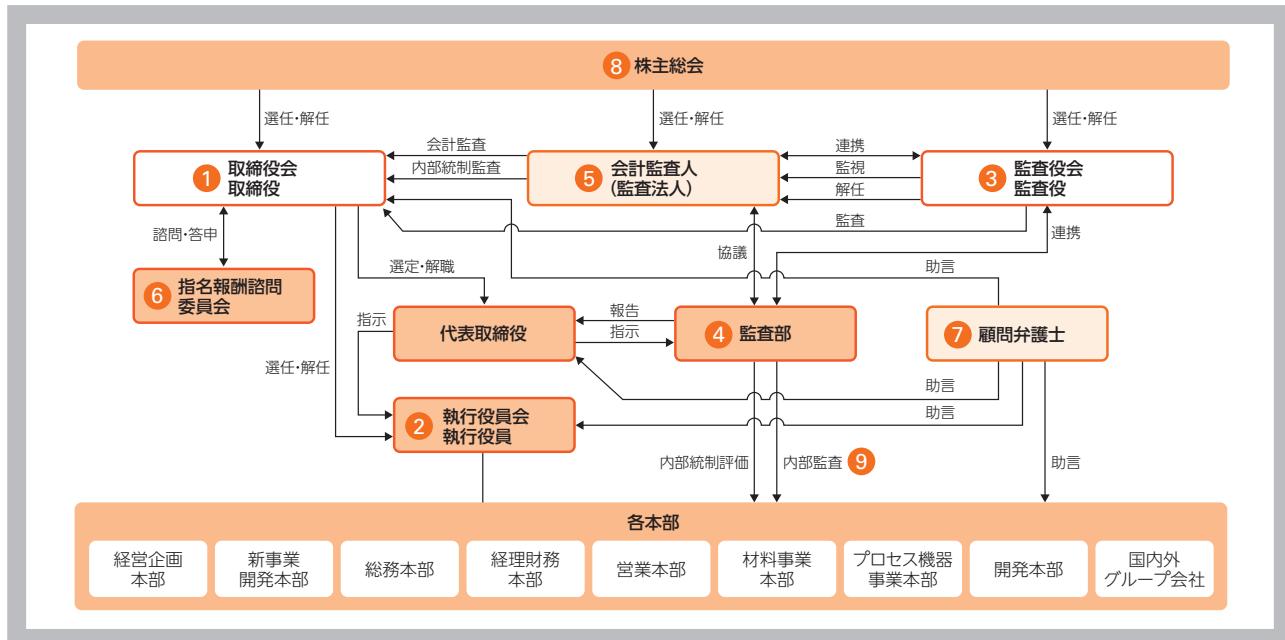
https://www.tok.co.jp/content/download/4719/77678/file/gov_guidline0403.pdf



機関設計の形態

監査役設置会社として、監査役制度を採用しています。その理由は、会社法に基づき権限の強化が図られている監査役による監査の充実を図る一方で、取締役会の改革と執行役員制度の定着、さらには独立性を有する社外取締役の選任により、「経営の意思決定・経営の監督」および「業務執行」の各機能の強化と責任の明確化を図ることによって経営を強化していくことが、コーポレート・ガバナンスの充実に最も有効であると判断しているためです。

コーポレート・ガバナンス体制図(2019年3月28日現在)



◆ 取締役・取締役会 体制図①

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、2006年6月より、取締役の任期を2年から1年に短縮しています。取締役会の透明性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、2006年6月より、独立性を有する社外取締役を1名選任し、2015年6月に1名増員し、現在は独立性を有する社外取締役を2名としています。

取締役会は原則として「代表取締役」と「取締役」の2層にフラット化し、取締役会に本来求められる「経営の意思決定・経営の監督」機能の発揮に適した体制としています。

2019年3月28日現在、取締役は8名(うち、社外取締役2名)です。業務執行に関する重要事項等を決定するとともに、代表取締役および取締役の職務執行を監督することを目的に、定期取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しています。

また、取締役の員数を10名以内とする旨ならびに取締役の選任決議について、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めています。

◆ 取締役会の実効性評価

当社では各取締役および各監査役が「取締役会の構成」「取締役会の実効性」「取締役会に関連する情報」「意思決定プロセス」「対外的コミュニケーション」について無記名アンケート方式による自己評価を行うことで、取締役会全体の実効性を分析・評価し、取締役会で協議しています。

4回目の実施となった2018年12月期は、以下の意見が出されました。

- ・取締役会の構成は、各分野に精通した社内取締役が、偏りなく、経験や実績からバランスよく構成されている
 - ・異なる経歴・知見・専門性等を有する社外取締役が加わることにより、多様性を維持している
 - ・取締役会の規模、開催頻度、審議事項、審議時間とも適切である
 - ・自由闊達な議論の雰囲気のもと、社外取締役、社外監査役を交え透明性が高くかつ迅速な意思決定がなされ、これらは継続して良好である
 - ・自己研鑽および社内牽制機能も概ね良好
- と評価されております。

一方、

- ・事業戦略等の議論の深化を図るべく権限委譲を行ふべき
- ・リスク分析や重要案件に関する報告体制等もさらに充実させるべき

との意見があつたことから、引き続き工夫・改善を重ね、一層の充実を図り、さらに取締役会の実効性を高めるべく取り組んでいきます。

◆ 取締役会等の決裁権限見直し

取締役会の機能強化および当社の事業環境の変化等に鑑み、取締役会の決裁権限について、執行役員会などへの委譲をはじめとする決裁権限の見直しに着手しました。2019年4月より、当社の決裁権限を改定したほか、2020年1月の施行を目指し、国内外の子会社の決裁権限の改定に向けた検討をスタートしています。

◆ 独立役員会議の設置

独立役員(社外取締役2名と社外監査役3名)による独立役員会議を設置し、取締役会と同頻度で開催しています。同会議には社内の常勤監査役1名も加わり、

- ・取締役会に上程されなかった執行役員会議題に関する補足説明
- ・次の取締役会で取り上げるテーマについての意見交換
- ・先端技術事項の解説

等を行うことで、取締役会における議論のさらなる活発化と実効性の強化を図っています。

◆ 執行役員・執行役員会 体制図②

取締役会の「経営意思決定・経営監督」機能の充実を図る一方、業務執行機能のさらなる強化に向け、各執行役員が担当する職務の責任領域・能力等を総合的に勘案して、執行役員社長以下、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員、執行役員という階層的な役位を設定するとともに、全執行役員で構成する執行役員会を設置しています。

2019年3月28日現在、執行役員は14名(うち、取締役を兼務する執行役員5名)です。取締役会における決定事項の指示・命令、執行役員相互の活動情報の共有化、経営戦略の立案および取締役会付議基準未満の一定の重要な意思決定等を目的に、定期的・臨時に執行役員会を開催しています。

◆ 監査役・監査役会 体制図③

2019年3月28日現在、監査役は4名(うち、社外監査役3名)です。監査に関する重要事項について、各監査役から報告を受け、協議を行い、または決議することを目的に、定期的・臨時に監査役会を開催しています。各監査役は、監査役会が定めた監査基準(監査役監査規程)に準拠し、監査の

方針、職務の分担等に従い、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席しています。また取締役等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めるなどして、取締役の職務執行を監査しています。会計に関する事項については会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めるなどして、監査の方法および結果の相当性を確認しています。

また、監査役監査の実効性を高め、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の補助使用人を1名配置しています。

◆ 監査部 体制図④

取締役社長直轄の組織として監査部を設置し、業務活動に係る内部監査に加え、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を通じ、継続的改善のための指摘、提言、助言を行っています。

◆ 会計監査人 体制図⑤

公正かつ独立的な立場から当社の会計監査を実施しています。2018年12月期の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの指定有限責任社員・業務執行社員の北方宏樹氏および指定有限責任社員・業務執行社員の東海林雅人氏の2名です。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名、日本公認会計士協会準会員2名、その他14名です。なお、当社の会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)に対する監査報酬の内容は次の通りであり、当該報酬は、2018年12月期に係るものです。

- ・公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬:54百万円



◆ 指名報酬諮問委員会 体制図⑥

取締役等の指名・解任・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、委員の半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会を2018年12月より設置しています。

◆ 顧問弁護士等 体制図⑦

複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断を必要とする場合等には、顧問弁護士より適宜助言を受けています。

◆ 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けて 体制図⑧

他社の株主総会が集中しない3月に開催日を設定とともに、株主総会の議案内容の検討期間を法定日数よりも長く設定し、株主の皆様の議決権行使を促進するため、招集通知を総会開催日の28日前(4週間前)にウェブサイトに開示するとともに、21日前(3週間前)に発送しています。また、株主総会に出席できない株主様の議決権行使について、書面による行使に加え、電磁的方法による行使(機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を含む)を可能にするとともに、海外機関投資家の理解の一助とすべく、招集通知(英文)を作成しています。

加えて、株主総会に出席された株主様の理解促進を図るために、映像とナレーションを用いて報告事項の報告を行うとともに、招集通知、決議通知および株主総会議案の議決結果(いずれも和文および英文)を当社ウェブサイトに掲載するなどの諸施策を講じています。

監査役と内部監査部門、会計監査人との連携

◆ 内部監査および監査役監査 体制図⑨

【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役は毎年4回、会計監査人より会計監査等の結果報告を受けています。また、監査役は毎年1回、会計監査人より監査計画について説明を受けています。さらに監査役は、取締役の職務執行監査の一環として、必要に応じて会計監査人が実施する工場往査に立ち会うとともに、会計監査人の監査の方法について調査しています。そのほか、必要に応じ監査役と会計監査人との間で情報交換や意見交換を行っています。



【内部監査、監査役監査および会計監査と監査部、内部統制部門との関係】

内部監査および財務報告に係る内部統制の有効性の評価を担当する監査部のほか、コンプライアンス、リスク管理等を所管する各部署を内部統制部門としています。

内部監査においては、監査部が、監査した結果の報告を取り締役社長、監査役および関係部署に対して行うとともに、必要に応じ関係部署に対し指摘、提言、助言を行っています。

監査役監査においては、監査役が、取締役の職務執行に関する監査役会の監査結果の報告を取り締役社長および会計監査人に対して行っていますが、内部統制の監査に際しては、必要に応じ、監査部および内部統制部門より評価等に関する報告を受けています。

また、会計監査においては、会計監査人が監査した結果の報告を取り締役社長および監査役に対して行っていますが、内部統制監査については、監査部との間で協議を行っています。

社外取締役および社外監査役の選任状況

取締役8名のうち、2名が社外取締役です。また、監査役4名のうち、3名が社外監査役です。

当社は社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を以下の通り定めています。

◆ 社外役員独立性基準

本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- a. 当社または当社の連結子会社(以下、当社グループ)の業務執行者
または、その就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者
- b. 当社グループを主要な取引先とする者(注1)またはその業務執行者
- c. 当社グループの主要な取引先(注2)またはその業務執行者
- d. 当社グループの主要な借入先(注3)またはその業務執行者
- e. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- f. 過去3年間において上記b.からe.に該当していた者
- g. 当社グループから過去3年間の平均で年間3百万円以上の寄付を受け取っている者
- h. 当社グループの主要株主(注5)またはその業務執行者
- i. 社外役員の相互就任関係(注6)となる他の会社の業務執行者
- j. 配偶者および二親等内の親族が上記a.からi.のいずれかに該当する者
- k. 社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者
- l. 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者

注1: 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。

注2: 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。

注3: 当社グループの主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先である金融機関をいう。

注4: 多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう)。

注5: 主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいう。

注6: 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

取締役(社内)の選任理由

氏名	選任理由
阿久津 郁夫 代表取締役 取締役会長	最高経営責任者として長年にわたり当社グループの経営を牽引し、中期計画の諸施策を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社のコーポレート・ガバナンス強化を推進するとともに、業務執行の監督を行うのに適任であるため。
種市 順昭 代表取締役 取締役社長 指名報酬諮問委員	当社の既存事業分野のみならず、新規事業分野にも精通しており、2019年12月期を初年度とする3ヵ年の中期計画「tok中期計画2021」のスタートを機に代表取締役取締役社長に就任し、グループトップとして、中期計画の諸施策を通じて当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的な成長に寄与すると考えられることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるため。
佐藤 晴俊 取締役	米国子会社での駐在、品質保証および製品開発の責任者等を経て、開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるため。
水木 國雄 取締役 指名報酬諮問委員	総務部長を経て総務本部長に就任し、情報管理体制、危機管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびにIR(投資家向け広報)の充実など、コーポレート・ガバナンス強化の業務に取り組んでおり、担当業務の経験を通じて、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるため。
徳竹 信生 取締役	製品開発、米国子会社での駐在、台湾子会社の董事長兼総經理等を経て、材料事業本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるため。
山田 敬一 取締役	前職で培った製品開発および販売・マーケティングに関する見識や豊富な経験に加え、当社に入社して以降、主力製品の販売・マーケティングに従事し、営業本部長に就任するなど、電子材料業界や当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できるため。

社外取締役の選任理由

氏名	選任理由
栗本 弘嗣 指名報酬諮問委員長	上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため。
関口 典子 指名報酬諮問委員	公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場企業の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため。

社外監査役の選任理由

氏名	選任理由および独立性について
深田 一政	金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくためです。同氏は東京海上日動火災保険株式会社の出身者であり、同社は、当社株式を所有しているほか、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での保険に係る取引がありますが、これらの資本関係および取引関係は、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
高橋 浩一郎	金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくためです。同氏は明治安田生命保険相互会社の出身者であり、同社は、当社株式を所有しているほか、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での保険に係る取引がありますが、これらの資本関係および取引関係は、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
竹内 伸行	金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくためです。同氏は三菱UFJ信託銀行株式会社の出身者であり、同社は、当社株式を所有しているほか、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での資金の預入、株式事務の委託等に係る取引がありますが、これらの資本関係および取引関係は、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。

社外取締役、社外監査役の主な活動状況

氏名	取締役会、監査役会の出席状況および活動状況
栗本 弘嗣 社外取締役	2018年12月期開催の取締役会15回の全て(出席率100%)に出席し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
関口 典子 社外取締役	2018年12月期開催の取締役会15回の全て(出席率100%)に出席し、主に公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
斎藤 広志 社外監査役	2018年12月期開催の取締役会15回の全て(出席率100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
深田 一政 社外監査役	2018年12月期開催の取締役会15回の全て(出席率100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
高橋 浩一郎 社外監査役	2018年12月期開催の取締役会15回の全て(出席率100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。

2018年12月期の取締役会における主な意思決定／議題等

- ◆半導体の最先端微細化プロセス向けを中心とする高純度化学薬品の製造設備増強(TOKアメリカ社／台湾東應化社)
- ◆研究開発棟新設計画の進捗確認(相模事業所:2019年竣工)
- ◆老朽化設備の更新(相模事業所)
- ◆「tok中期計画2021」全体像、全社戦略、重点施策
- ◆株主還元／配当方針の刷新、バランスシートマネジメントの方針等
- ◆GMS(グループマネジメントシステム)の進捗確認
- ◆国内外事業拠点におけるEHS(環境・労働安全衛生)施策のレビューおよび強化策
- ◆新たな人財施策、従業員研修プログラムの策定に向けた議論等

◆ 役員の報酬

取締役、経営陣幹部および監査役の報酬は、業績の拡大により企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待にお応えするとともに、法令等を遵守し経営の健全性を維持することに主眼を置き、以下の要領で定めています。

【取締役の報酬】

取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上ひいては株価上昇への貢献意欲や士気を一層高めるインセンティブとして、株価連動報酬であるストックオプションで構成しています。

定額報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションは、株主総会において承認された報酬枠の範囲内(年額4億2,000万円以内)で、後記の【取締役および経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続】(以下、「報酬に

かかる方針と手続」)に基づき決定します。

なお、社外取締役には、その役割に鑑み株式報酬型ストックオプションを付与しないこととしています。

【経営陣幹部の報酬】

経営陣幹部の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与および中長期の業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションで構成されています。

定額報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションは、報酬にかかる方針と手続に基づき、決定します。

【取締役および経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

独立社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会は、当社グループの業績、取締役および経営陣幹部の中期計画や前年度予算への貢献度合い、取締役会の自己評価を勘案し、中長期的な業績と連動する報酬の割合および現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定も心がけて、取締役および経営陣幹部の報酬（定額報酬・賞与）の決定にかかる原案、ならびに、取締役（社外取締役を除く）および経営陣幹部に対する中長期の業績連動報酬としての株式報

酬型ストックオプションの割当の決定にかかる原案をそれぞれ作成します。取締役会は、そのうえで当該原案を決議します。

【監査役の報酬】

取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監督、監査を行うという職責に鑑み、基本報酬のみとし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内（年額7,200万円以内）で、監査役の協議により決定し、これを支給することとしています。

取締役および監査役の報酬等の額（2018年12月期）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	170	136	21	13	6
監査役 (社外監査役を除く)	22	22	—	—	1
社外役員	47	46	—	1	5

（注）取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額および種類別の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬等を含めていません。

内部統制システム

存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取り組みを進めています。ここでは、「コンプライアンス体制」「リスクマネジメント体制」「業務執行の報告および他のグループ内部統制体制」「情報の保存および管理体制」「情報管理体制の拡充」の運用状況の概要を抜粋してご紹介します。

→内部統制に関する詳細な情報は、「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

https://www.tok.co.jp/content/download/4591/76284/file/gov_report190627.pdf



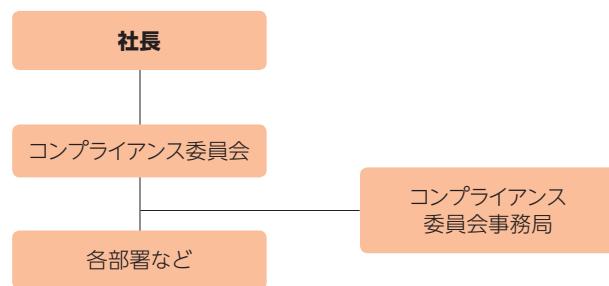
◆ コンプライアンス

ステークホルダーの皆様との信頼関係を維持していくことが、社会と共に存する企業として持続的に発展する基礎になるとの認識から、当社グループ全体でのコンプライアンス体制の充実に努めています。また、全役員・従業員一人ひとりが法令や社内規程、社会規範などを遵守した行動ができるよう、コンプライアンス意識の徹底に努めています。

【コンプライアンス推進体制と行動基準】

「コンプライアンス委員会」の主導のもと、グループ各社における啓発教育・徹底活動など、全員参加によるコンプライアンス推進活動を実施しています。また、全役員・従業員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、共有する価値観と行動規範を明確にすることを目的に、「TOKグループ・コンプライアンス行動基準」を制定し、国内外の子会社にも適用しています。グループ各社の使用言語にてコンプライアンス行動基準のハンドブックを作成し、各社の全役員・従業員に配付しています。

コンプライアンス推進体制



継続的なコンプライアンス浸透活動

コンプライアンスに関わるリスクの顕在化を防ぐには、全役員・従業員のコンプライアンスの実践・定着が不可欠です。そのため、当社グループの各部署・拠点において実情を踏まえた独自のコンプライアンス教育を実施し、PDCAを意識した活動により、リスクを未然に防止するよう努めています。海外拠点におけるコンプライアンス教育は2017年12月期で一巡したことから、2018年12月期は、国内全拠点をコンプライアンス委員会事務局員が改めて訪問し、内部通報制度の再周知を含むコンプライアンス教育を実施しました。

内部通報制度

事業活動におけるコンプライアンス上のリスクを早期に発見・改善、または未然に防止するため、内部通報制度を設けています。通報先を選択できるよう便宜を図るとともに、内部通報した際には、不正な目的で行った場合を除き、これを理由に解雇など不利益な扱いをしない方針を明確にしています。

2018年12月期は、労働・職場環境、プライベートに関するグループ全体で3件の通報を受け、詳細な事実関係の把握、客観的な状況判断に基づき、対象者への指導、懲戒処分、是正へ向けた教育等を実施しました。今後、より通報しやすい環境を確保するため、内部通報制度のさらなる充実を図っていきます。

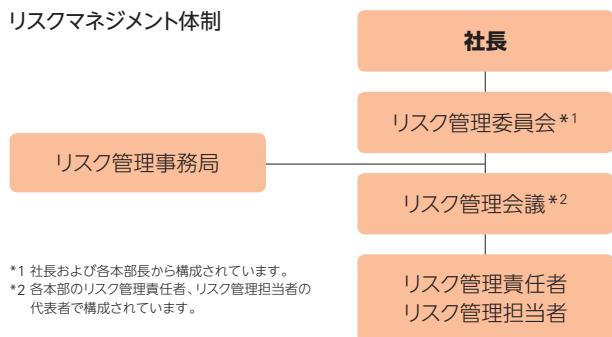
リスクマネジメント

経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処することが、当社の永続的な発展には不可欠です。ステークホルダーとのコミュニケーションなどを通じ、想定しうる様々なリスクの把握と防止に努めるとともに、万が一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるための対策を策定するなど、グローバルなリスク管理体制の整備・充実に努めています。

【リスクマネジメントシステム】

「リスク管理委員会」を中心として、リスク管理体制の見直しやリスク管理方針の策定を行っています。また、様々なリスクに的確に対処するため、「リスク管理規程」と「リスク管理マニュアル」を制定しています。同マニュアルに基づき、「経営リスク」「社会リスク」「災害・事故リスク」の各項目において、重大な結果をもたらすリスクの特定や当該リスクの分析、および対策の決定・実行ならびに評価等のリスクマネジメントを実施することで、平時の予防措置を講じています。

リスクマネジメント体制



リスクマネジメント体制強化の取り組み

当社グループは東日本大震災を機に危機管理の重要性を再認識し、危機管理委員会(現:リスク管理委員会)を発足させ、災害をはじめ事故や環境リスクなど、様々なリスクへの対応に取り組んでいます。2016年には、当社のグローバル化の拡大に伴い、「TOKグループリスク管理委員会」を発足させ、幅広いリスクに対する体制を構築しました。

2018年12月期は、グループ子会社も含む全拠点においてリスクアセスメントを行い、影響度が高いと判断したリスクに対し低減活動を実施した結果、リスク低減項目に対し20%の達成度となりました。今後もリスクアセスメントによってあぶり出された新規リスク案件や継続案件について、低減活動を実施していきます。

クライスマネジメントの強化

BCP(事業継続計画)の基本は従業員の安全であると考える当社グループは、日本国内で大規模地震をはじめとする自然災害が発生した際に従業員の安否確認を行う安否確認システムを運用しています。このシステムのスムーズな運用や従業員自身の意識向上を目的に安否確認訓練を毎年実施しており、2018年12月期の訓練回数は年計画に対し100%の進捗となったほか、回答率も高水準を維持しました。

大規模災害への対策

東日本大震災や熊本地震で得た教訓を活かし、首都直下型地震の発生時における本社および複数拠点の同時被災を想定したBCPを策定しています。受注・発注業務、製品出荷業務の中止やライフラインの寸断への対応など、実際の被害を想定した机上訓練を実施するなど、より実態に即したBCPとなるように定期的に見直しを行っています。2018年12月期は、7月に発生した西日本豪雨での被害を踏まえ、代替輸送の見直しを実施したほか、海外子会社を含むグループ全生産拠点の初期行動基準の策定を完了しました。

◆ 情報管理の強化

情報を取り巻く環境は大きく変化しており、情報資産の流出は、当社グループの競争優位性を大きく損ない、企業としての存続を脅かすリスクとなり得ます。そのため、情報管理体制の強化は「企業価値の保全」と「社会的責任の遂行」という両側面において重要課題であるという認識のもと、情報セキュリティ確保におけるPDCAサイクルを確立し、一層の取り組みの強化を行っています。

【情報管理に関する方針】

東京応化工業株式会社グループ(東京応化工業株式会社およびその子会社により構成される企業グループ、以下「TOKグループ」という)は、企業の社会的責任を果たすために、情報資産に係るリスク管理を経営上の重要な課題と位置づけ、以下の方針に従い諸施策に取り組んでまいります。

情報資産の定義・保護・有効活用

①TOKグループが保有する経営情報、顧客・営業情報、個人情報および技術情報など、すべての情報資産について、情報セキュリティに関する法令、その他の社会的規範および社内規程などを遵守し、適切にそれを保護するとともに業務を効率的に遂行するために、定められた権限内において、かつ所期の目的のためにのみ使用します。

ツールおよびセキュリティ基盤の整備・維持

②TOKグループは、情報資産を有効に活用できるよう、合理的な範囲でコミュニケーションツールおよびセキュリティ基盤を整備、維持します。

組織体制・組織的活動

③TOKグループは「情報管理委員会」を設け、グループ全体で情報資産が適切に統制される管理体制を構築・維持・推進していきます。

完全性・機密性・可用性

④TOKグループが保有する情報資産の漏えい、改ざん、盗難、破壊等を防止するためにリスクの特定・評価および対策と改善を継続的に実施し、人的、物理的、組織的およびITによる諸施策を通じて適切に情報管理のリスク低減を図っていきます。

教育

⑤TOKグループは社内教育を定期的かつ継続的に実施し、意識の向上と社内規程などの周知徹底を図ります。

インシデント対応

⑥TOKグループは情報セキュリティに関する事故等が発生

した場合は、その被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、再発防止策を実施していきます。

監査・継続的改善

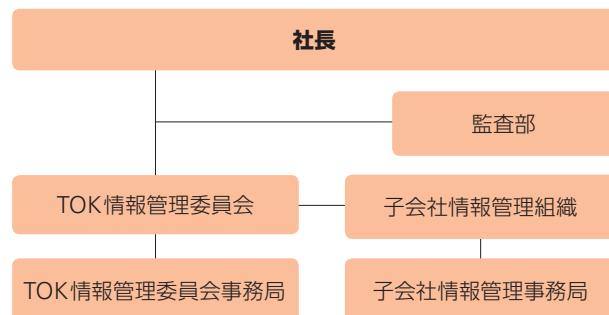
⑦TOKグループは、情報資産の管理の一環として、定期的に監査を実施し、継続的に改善を進めています。

【情報管理体制の維持・管理・向上】

当社では、総務本部長を情報管理委員長とし、海外関係子会社を含む当社グループの各部署長などから構成される「TOK情報管理委員会」を組織し、情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組み方針、各種施策を決定しています。また、重要な子会社にも独自の情報管理組織を設置し、TOK情報管理委員会主導のもと組織的な連携を行える体制を整備し、当社グループ全体における情報管理体制の強化に努めており、2018年12月期は、管理規程の更新を実施しました。

監査部は、TOK情報管理委員会とは独立してこれらのルールの遵守状況等を定期的に監査し、その結果を社長に報告し、問題があれば被監査部門および情報管理委員会に改善を指導するなど、情報管理体制の向上を図っています。

TOKグループ情報管理体制



・ワーキンググループによる情報管理の強化

TOK情報管理委員会では情報管理方針に基づいたテーマを決定し、それぞれに担当する以下のワーキンググループ(以下:WG)を設けて活動を行うことで、情報管理の強化に努めています。

情報管理のPDCAサイクルを回すためのワーキンググループ
営業秘密化WG／教育とルールWG／人事関連WG／IT整備WG／物理的セキュリティWG／サプライヤーWG

GMS(グループマネジメントシステム)

国内外で拡大し続ける東京応化グループの価値創造を持続的な企業価値向上に着実に結びつけるため、2015年より、GMS(グループマネジメントシステム)の取り組みに注力してきました。2年間のプロジェクト期間を経て、2018年からは、プロジェクトの成果を東京応化グループ全体のグローバルな体制や仕組みとして定着させるステージに移行しています。

【2018年12月期の取り組み】

GMSの整備・運用に関する自己点検を6つのGMS分野と2つの子会社に対して実施し、30件以上の是正事項を検出し、改善を進めました。

当社グループの重要な課題を継続的に収集・解決し、課題解決の進捗率は98%となりました。

また、ルール・プロセスの追加や見直しを行い、70件以上の新規文書制定や改定を実施しました。

当社グループの基本的な情報管理に関する規程・基準の文書を整備し、グループの文書に各会社の文書が紐づくように設定しました。

・3月

GMS対象分野にSCM(Supply Chain Management)を追加

・9月

GMS文書の「情報管理規程」を改正

・10月

本社および国内子会社4社において「秘密保持規程」と「情報管理基本規程」を廃止し「情報管理規程」を制定。
「HIP(Human／IT／Physical)対策基準」を改正

・12月

GMS対象分野に研究開発を追加。
海外子会社4社において「情報管理規程」「HIP(Human/IT/Physical)対策基準」を改正

また、海外子会社における社規の拡充等に向け、以下の取り組みを進めました。

- ・子会社において整備が必要な社規を明確化
- ・TOKヨーロッパ社の社規を再検討し作成の方向性を決定
- ・中国・長春應化(常熟)社で整備が必要な社規の方向性を決定
- ・EHSの社規の方向性を決定し内部統制システムの基本方針に追加
- ・情報管理規程・基準文書について、各会社の文書が紐づくように整理

IR活動・SR活動

株主・投資家の皆様との対話

取締役常務執行役員総務本部長がIR担当役員として管理・統括しており、決算説明会や機関投資家面談、個人投資家向け会社説明会等の様々な取り組みを通じて、建設的な対話が実現できるよう積極的な対応を心掛けています。

株主・投資家の皆様との対話にあたってはIR担当部門である広報部が中心となってその促進にあたり、経理、営業、法務部門等と適時・適切に情報交換を行い、有機的に連携しています。またIR担当部門は、アナリストや株主・投資家の皆様との面談記録を経営トップおよび関係役員に回覧し、情報の共有化を図っています。

2018年12月期の主なIR活動実績

アナリスト・機関投資家向け決算説明会	2回
アナリスト・機関投資家との個別ミーティング	177回
個人投資家向け説明会	9回

IR活動

広報部を中心に、株主・投資家の皆様との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施しています。具体的には、年2回の決算説明会、個人投資家向け会社説明会や施設見学会等のIRイベントを開催しています。また、ホームページにCSRレポート、アニュアルレポート、報告書(株主通信)、株主総会招集ご通知等を掲載し、株主・投資家の皆様に対して積極的な情報提供を実施しています。

対話において株主・投資家の皆様から寄せられたご意見やご要望については、記録を集約し、会長・社長をはじめ全ての役員に定期的に報告して、情報の周知・共有を図っています。

また、ディスクロージャーポリシーに則り、株主・投資家の皆様との対話に際しては統一した情報提供に努め、公平かつ適時に開示することに努めています。また、インサイダー情報の管理については社内規程を定め、その運用の徹底に努めています。

コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の各原則について全て実施しています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則への対応

【原則1-4】政策保有株式

(1) 政策保有に関する方針

当社は、事業開拓型、研究開発型企業としての継続的な事業発展を図るため、各種製品開発面、販売促進面、原材料調達面、製造技術面等における業務シナジーの維持および拡大を目的に、政策投資株式を保有することがあります。

一方、その保有にあたっては、当社の資本コスト等を十分に踏まえたうえで、将来を含む業務シナジー効果等を年に1回、取締役会において、個別銘柄毎に検証しており、保有の必要性・必然性が低いと判断した銘柄については、縮減する方針としています。

(2) 議決権行使の基準

政策保有株式に対する議決権行使にあたっては、議案の内容が当社および投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的な成長に資するか否か等を総合的に勘案し、賛否を判断します。

また、投資先企業の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、十分な情報を収集のうえ、賛否を判断します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、役員および主要株主等との取引(関連当事者間取引)を行う場合、当該取引が当社および株主共同の利益を害することができないよう、当該取引について、第三者との取引同様、価格等の取引条件の合理性等を勘案するとともに、法令等の定めおよび社内規程に従い、そのうち重要な取引は取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では、基金型の企業年金制度を採用していますが、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金基金がスチュワードシップ活動を含めた運用の専

門性を高め、アセットオーナーとしての機能を十分に発揮できるよう同基金の運用執行理事等の幹部職員に、当社の財務部幹部等、適切な知識と経験を持った人財を選出・配置しています。

また、退職年金制度の運営全般を社内横断的に管理・監督する組織として、年金委員会を設置し、年金ガバナンスの強化とこれを通じた専門人財の育成を図っています。

なお、上記年金委員会の適切な運営等を通じ、当社と企業年金の受益者との間に生じる利益相反を適切に管理していきます。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

→**巻頭「経営理念」、P20-27「社長メッセージ」、P36-38「tok中期計画2021の全体像」等ご参照**

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

→**P75「基本的な考え方」ご参照**

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

→**P81-82「役員の報酬」ご参照**

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

a. 経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名の方針と手続

独立社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、経営の監督を担うに相応しい人格、識見、業務経験等を備えているかを総合的に検討し、経営陣幹部・取締役の選任の決定にかかる原案を作成します。取締役会は、そのうえで、当該原案をもとに株主総会付議案を決定します。

b. 監査役候補者の指名の方針と手続

指名報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、社内出身の監査役の場合は、社内での業務遂行を通じた知識・経験・能力等を、社外監査役の場合は、独立性・客觀性、社外での業務遂行を通じた知識・経験・能力等をそれぞれ勘案のうえ、原案を作成するとともに取締役会に提案します。取締役会は、当該原案をもとに、監査役会の同意を得た後、株主総会付議案を決定します。

c. 経営陣幹部の解任の方針と手続

反社会的勢力との関係の発覚、重大な職務上の法令違反や内規違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で決定し、必要に応じ、株主総会へ付議します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

→各取締役・監査役の選任理由については

P80「取締役・監査役の選任理由」ご参照

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、取締役会規程に基づき「法令に定められた事項」「定款に定められた事項」および「重要な業務の執行に関する事項」を決議しています。また、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行については、適切にその意思決定を執行役員会、代表取締役、取締役および執行役員等に委任しており、当該決議事項は「執行役員会規程」「職位別固有権限」に明確に定めています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

→P79「社外役員独立性基準」ご参照

【補充原則4-11-1】

(1)取締役候補者の選任方針および取締役会の構成についての考え方

取締役候補者の選任については、指名報酬諮問委員会に諮問したうえで決定しております。社内取締役候補者は、多様かつ高度なスキル、素養、実績等の諸要素を総合的に勘案し、経営全般を担う執行役員等の中から選任しています。社外取締役候補者は、同様に諸要素を勘案するとともに、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する方、あるいは法務、財務、会計、内部統制等に精通している専門家などの中から、業務に要する時間・労力を振

り向けることができ、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たす方を選任しています。また、取締役会全体としての多様性および規模については、営業、開発、製造等の各分野に精通した方の中から在任期間、経験および実績を考慮し、バランスよく構成された社内取締役に、異なる経歴・知見・専門性等を有する複数の社外取締役を加えることにより、取締役会構成員のジェンダーや国際性の面を含めた多様性の確保に努めたうえで、当社の業務内容に見合った形での迅速果断な意思決定に資する適正規模を維持していく方針としています。

(2)取締役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、指名報酬諮問委員会は、取締役候補者の選任案を策定し、取締役会の決議により、株主総会に付議することといたします。

【補充原則4-11-2】

役員の重要な兼職の状況

→P88-89「取締役・監査役および執行役員」ご参照

【補充原則4-11-3】

取締役会評価

→P76「取締役会の実効性評価」ご参照

【補充原則4-14-2】

社外役員には、当社グループの事業内容、組織構成、経営戦略、財務状況等に関する知識の取得機会、社内会議への参加および工場見学などにより当社グループへの理解を深める機会を提供しています。社内役員には、就任時に受託者としての法的な義務・責任、役員としての心構え・役割を認識し、それぞれの義務・役割を適切に遂行するための知識を習得する機会を提供しています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

→P85「IR活動・SR活動」ご参照

買収防衛策

当社は買収防衛策を導入しています。当社の買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

→<https://www.tok.co.jp/content/download/4193/59903/file/180223.pdf>



取締役、監査役および執行役員



取締役

阿久津 郁夫

代表取締役取締役会長

1982年 当社入社
2003年 当社製造技術部長
2003年 当社先端材料開発二部長
2007年 台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理
2009年 当社執行役員経営企画室長
2010年 当社取締役兼常務執行役員経営企画室長
2011年 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長
2019年 当社代表取締役取締役会長(現)

種市 順昭

代表取締役取締役社長
兼執行役員社長 **指名報酬諮問委員**

1986年 当社入社
2009年 当社営業開発部長
2011年 当社新事業開発部長
2015年 当社執行役員新事業開発室副室長
2017年 当社取締役兼執行役員新事業開発室長
2019年 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長(現)

佐藤 晴俊

取締役兼専務執行役員
開発本部長

1984年 当社入社
2004年 当社品質保証部長
2007年 当社先端材料開発二部長
2008年 当社先端材料開発一部長
2009年 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長
2011年 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長
2012年 当社取締役兼執行役員開発本部長
2017年 当社取締役兼常務執行役員開発本部長
2019年 当社取締役兼専務執行役員開発本部長(現)

水木 國雄

取締役兼常務執行役員
総務本部長 指名報酬諮問委員

1985年 当社入社
2005年 当社総務部長
2009年 当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長
2012年 当社執行役員総務本部長
2013年 当社取締役兼執行役員総務本部長
2017年 当社取締役兼常務執行役員総務本部長(現)

徳竹 信生

取締役兼執行役員
材料事業本部長

1984年 当社入社
2003年 台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理
2007年 当社品質保証部長
2009年 当社生産管理統括部長兼品質保証部長
2013年 当社執行役員材料事業本部副本部長
2015年 当社取締役兼執行役員材料事業本部長(現)

山田 敬一

取締役兼執行役員
営業本部長

1983年 日本合成ゴム株式会社(現JSR株式会社)入社
2001年 JSR 株式会社九州営業所 所長
2002年 シブレー・ファースト株式会社(現ローム・アンド・ハース電子材料株式会社)Business Director
2004年 ローム・アンド・ハース電子材料株式会社
General Manager Japan
2008年 当社電子営業統括部副統括部長
2012年 当社営業本部副本部長
2013年 当社執行役員営業本部副本部長
2016年 当社取締役兼執行役員営業本部長(現)

栗本 弘嗣

社外取締役 **指名報酬諮問委員会 委員長**

1970年 オイレス工業株式会社入社
1999年 同社取締役
2003年 同社取締役常務執行役員
2006年 同社代表取締役社長兼社長執行役員
2011年 同社代表取締役会長
2014年 当社取締役(社外取締役)(現)
オイレス工業株式会社 取締役相談役
2015年 同社相談役
2016年 同社顧問

関口 典子

社外取締役
(関口公認会計士事務所 所長) **指名報酬諮問委員**

1986年 マニュファクチャラーズ・ハノバー銀行(現JPモルガン・チース銀行)入行
1991年 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あづさ監査法人)入所
1994年 公認会計士登録
1998年 日本放送協会入局
2001年 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社
2002年 公認会計士再登録
2004年 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
2010年 関口公認会計士事務所 所長(現)
2011年 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員(現)
2011年 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員(現)
2012年 税理士登録
2015年 当社取締役(社外取締役)(現)
2019年 ちふれホールディングス株式会社執行役員(現)



監査役

藤下一
常勤監査役

1983年 当社入社
2003年 当社宇都宮工場長
2004年 当社阿蘇工場長
2005年 当社製造技術部長
2009年 当社執行役員(台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理)
2012年 当社執行役員プロセス機器事業本部長
2016年 当社常勤監査役(現)

高橋 浩一郎
社外監査役

1978年 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社
2000年 同社営業開拓部長
2001年 同社営業企画部長
2003年 同社新潟支社長
2005年 明治安田生命保険相互会社 執行役員人事部長
2006年 同社執行役人事部長
2008年 同社常務執行役名古屋本部長
2009年 同社常務執行役個人営業部門長
2012年 同社専務執行役個人営業部門長
2014年 株式会社MYJ 代表取締役社長
2016年 明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長
2017年 当社監査役(社外監査役)(現)
2018年 株式会社明治安田生活福祉研究所 監査役(現)

深田 一政
社外監査役

1977年 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社
2002年 同社中部・北陸本部 長野支店長
2005年 東京海上日動火災保険株式会社東京自動車営業第四部長
2007年 同社理事東京自動車営業第四部長
2008年 同社執行役員本店営業第二部長
2010年 同社常務取締役
2011年 同社常務取締役東京自動車営業第一部長
2011年 同社常務取締役
2013年 一般社団法人日本損害保険協会常務理事
2017年 当社監査役(社外監査役)(現)
2017年 東京海上日動火災保険株式会社 顧問

竹内 伸行
社外監査役

1981年 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社
2005年 同社不動産企画部長
2005年 三菱UFJ信託銀行株式会社 営業第9部長
2007年 同社営業第3部長
2009年 同社執行役員京都支店長兼京都中央支店長
2011年 同社常務執行役員
2013年 同社専務取締役
2015年 三菱UFJ不動産販売株式会社 代表取締役社長
2016年 丸全昭和運輸株式会社 監査役(社外監査役)(現)
2019年 当社監査役(社外監査役)(現)

執行役員

柴村 洋一
専務執行役員
経理財務本部長

村上 裕一
執行役員
材料事業本部副本部長

萩原 嘉男
専務執行役員
経営企画本部長

土井 宏介
執行役員
新事業開発本部長

入野 浩一
常務執行役員
台灣東應化股份有限公司
董事長兼総経理

本川 司
執行役員
プロセス機器事業本部長

張俊
執行役員
TOK尖端材料株式会社
代表理事社長

渡邊 直樹
執行役員
営業本部副本部長

佐藤 和史
執行役員
開発本部副本部長

事業活動から生じる負荷の低減

環境パフォーマンス*

自らの事業活動が地球環境に与える影響を日々定性的・定量的に把握・評価し、その低減に向けて、様々な取り組みを行っています。

* 環境パフォーマンス：環境方針や目的・目標に基づいて行われた組織の環境に関する活動や実績等を定性的・定量的に評価する手法



INPUT	
総エネルギー量	14,527原油換算kL
電力	4,022万kWh(10,135原油換算kL)
石油(重油)	945kL(953原油換算kL)
都市ガス	288万m ³ (3,340原油換算kL)
用水	366千m ³
化学物質(PRTR法第1種指定物質)	1,300t

※2018年1月～2018年12月(化学物質は2018年4月～2019年3月)

OUTPUT	
CO ₂	2.9万t-CO ₂
SOx ^{*1}	1.3t
BOD ^{*2}	0.4t
事務系一般廃棄物	34t(再資源化率42%)
産業廃棄物	普通産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 1,830t(再資源化率34%) 2,150t(再資源化率82%)

※2018年1月～2018年12月

*1 SOx: Sulfur Oxides(硫黄酸化物)の略称。硫黄を含む化石燃料の燃焼によって生成され、酸性雨の原因物質とされている

*2 BOD: Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称。水中の汚染物質(有機物)が微生物の働きによって無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素の量で、河川などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する

拠点別環境負荷データの詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

拠点別環境負荷データ

https://www.tok.co.jp/csr/env-activity/load_data.html



温室効果ガス排出量

近年の気候変動問題の深刻化に伴い、企業には自社の温室効果ガス排出量に留まらず、バリューチェーン全体における排出量を把握することが求められています。TOKグループでは、温室効果ガスの排出量算定に関する環境省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に

関する基本ガイドライン」などを参考に、事業活動による排出(スコープ1、スコープ2)と、自社の事業活動範囲外での間接的排出(スコープ3)について把握、算定しています。

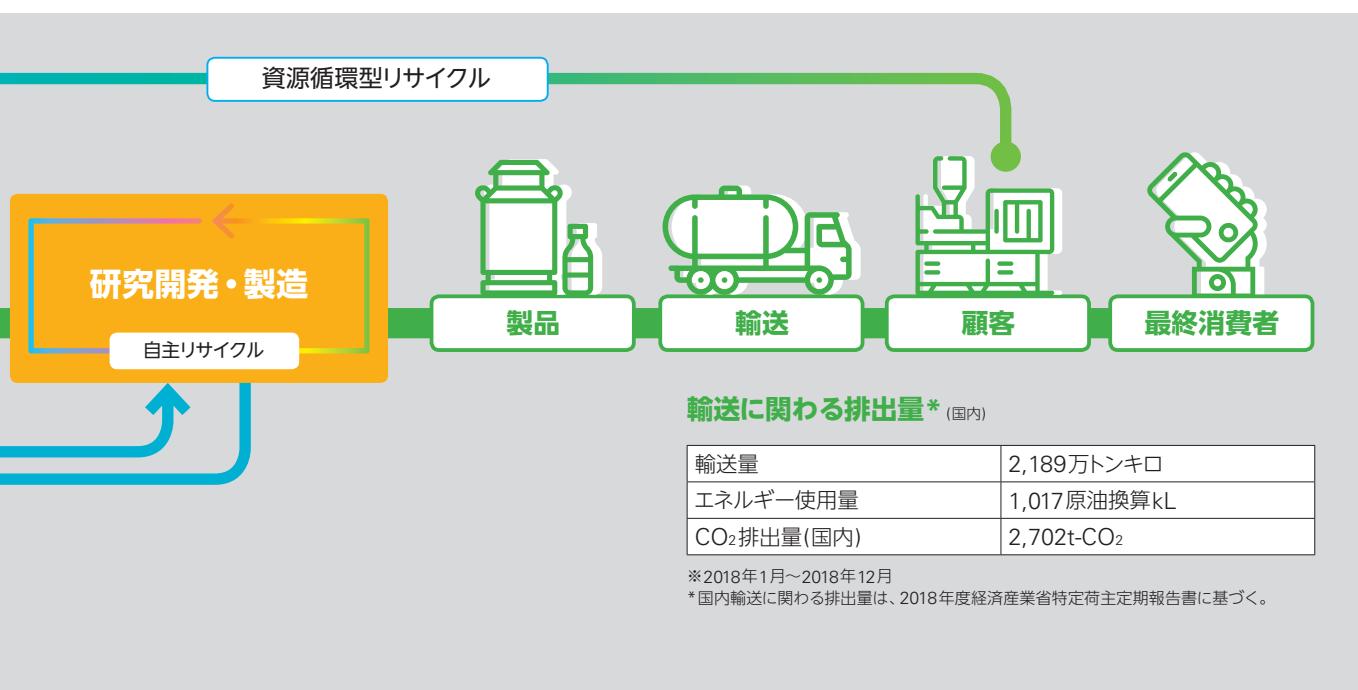
今後も企業活動が与える影響をバリューチェーン全体で捉えることで課題を認識し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

スコープ1	9,285t-CO ₂	スコープ2	20,091t-CO ₂
-------	------------------------	-------	-------------------------

スコープ3排出量

購入した製品・サービス	30,206t-CO ₂	リース資産(上流)	なし
資本財	算出しておりません	輸送、配送(下流)	国内 2,702t-CO ₂ 海外 3,308t-CO ₂
スコープ1、2に含まれない燃料など	なし	販売した製品の加工	算出しておりません
輸送、配送(上流)	算出しておりません	販売した製品の使用	算出しておりません
事業から出る廃棄物	6,588t-CO ₂	販売した製品の廃棄	算出しておりません
出張	843t-CO ₂	リース資産(下流)	算出しておりません
雇用者の通勤	572t-CO ₂	フランチャイズ	算出しておりません
		投資	算出しておりません

※2018年1月～12月(事業から出る廃棄物については2018年4月～2019年3月)
※出向者は含んでおりません。



環境会計*

環境保全活動に要した費用やその効果を把握し環境経営の推進に役立てるため、2000年より環境会計を導入し

*環境会計：企業などの環境保全に関する投資や費用、その効果を定量的(貨幣単位または物量単位)に把握し伝達する仕組み

ています。2018年の環境保全に関する支出は主に公害防止や資源循環のためのもので、総額は5億65百万円となりました。

コストの種類		主な取り組みの内容	投資額	費用額
事業エリア内コスト	公害防止コスト	大気、水質など公害防止設備の更新・運転・維持・管理	0	97
	地球環境保全コスト	省エネルギーのための取り組み	73	15
	資源循環コスト	溶融、廃棄物処理	0	177
上・下流コスト		グリーン購入、製品・商品回収	0	8
管理活動コスト		環境マネジメントシステムの取り組み	0	75
研究開発コスト		環境保全(化学物質のスクリーニング費用)の研究開発	0	84
社会活動コスト		工場周辺の清掃活動	0	1
環境損傷対応コスト		新棟建設による汚染土壌処理	0	35
合計			73	492

*2018年1月～2018年12月

環境保全コスト

投資額は、環境保全(改善)に係る設備を対象に計上しています。費用額は、減価償却費、人件費および経費のうち環境保全活動に係る部分を集計しています。なお、人件費は基準単価を設けて算出しています。

環境保全対策に伴う経済効果

有価物の売却益および費用節減効果については当社内の実績に基づいて算出しています。

効果の内容		金額
収益	リサイクル品の売却益	19
費用節減	廃棄物削減による処理費削減など	86
合計		105

*2018年1月～2018年12月

*1 環境省「環境会計ガイドライン2005年版」を参考とし、本社・営業所を除く国内全製造拠点および流通センターを集計範囲としています。

*2 記載金額は百万円未満を切り捨てています。

気候変動問題への対応

2018年の主な取り組み／実績

エネルギー消費原単位

2 ポイント増

(前年比)

エネルギー起源CO₂排出原単位

3 ポイント増

(前年比)

物流部門のエネルギー消費原単位

6 ポイント減

(前年比)

基本的な考え方

当社グループは、バリューチェーンで排出される環境負荷量を定量的に把握し、生産活動が環境に与える影響を充分に認識することにより、環境負荷低減活動に取り組んでいます。また、さらなる省資源・省エネルギーに貢献する製品開発を進めることにより、社会とともに持続可能な発展を目指します。

エネルギー消費原単位とCO₂排出量の改善

製品製造工程の改善や作業の効率化、設備運転方法の見直しのほか、設備面での効率的な機器への更新、蒸気配管の断熱強化や維持管理などを行い、環境負荷の低減に努めています。

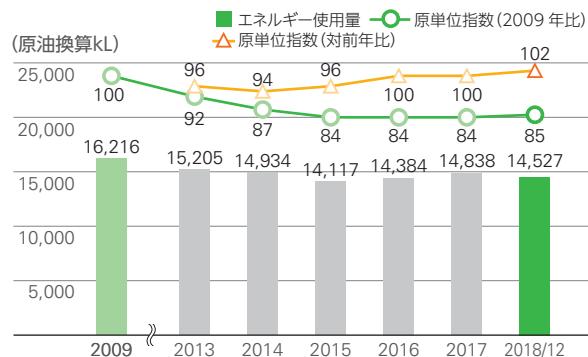
2018年は、各拠点の生産量増加による稼働時間の増加、新検査設備の導入や新棟の竣工などの増加要因はありましたが、より効率的な設備の導入や作業効率の改善に努めた結果、電力や都市ガスといったエネルギー使用量は前年より2%減少し、14,527原油換算kLとなりました。

エネルギー消費原単位は、相模事業所再構により一時的に

エネルギー利用効率が低下したことから、前年比2ポイントの増加となり当年の目標は未達となりました。しかし、2019年までに、2009年比で10ポイント削減を掲げた中期目標に対しては、2009年比で15ポイントの削減となり、目標を達成しています。

エネルギー起因のCO₂排出原単位については、生産量の増加に伴う重油発電機の稼働時間の増加等により前年比3ポイント増加し、当年の目標は未達となりました。さらに、2009年比9ポイント削減を掲げた中期目標に対し3ポイント削減となり、達成はなりませんでした。

エネルギー使用量



※決算期変更に伴い、1～12月の集計に変更しました(2009年データより適用)。
※2016年および2017年の集計に誤りがありましたので、訂正しております。

CO₂排出量(エネルギー使用量から換算)



※決算期変更に伴い、1～12月の集計に変更しました(2009年データより適用)。

物流部門のエネルギー消費原単位の改善

物流部門と各工場流通担当では、製品容器包装の軽量化、原材料・中間品・製品の混載や減車、積載効率の向上を検討するなど、物流におけるエネルギー消費量の改善活動を実施しています。

2018年は海外向けの製品出荷および海外子会社への中間原料の輸送が増加し、輸送トンキロは5%増加しましたが、積載効率の改善活動が奏功し、燃料使用量は6%減少しました。また原単位では、積載効率の高いトラックの運行比率を高めたことで、前年比6ポイントの減少となりました。

物流におけるCO₂排出量



海外拠点における温暖化防止の取り組み

エネルギー消費量における海外比率は、各海外拠点における製造設備の増設や製造品目の増加により増加傾向が続いており、2018年も増加しました。そのため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを通じ、省エネルギーを意識した生産活動を展開してまいります。

海外拠点のエネルギー消費量比率



年	国内合計 (kL)	海外合計 (kL)	海外比率 (%)
2014年	14,934	5,984	28.6
2015年	14,117	8,012	36.2
2016年	14,384	8,030	35.8
2017年	14,838	8,952	37.6
2018年	14,527	9,155	38.7

※1 2018年1月～2018年12月

※2 「CSRレポート2018」において2016年および2017年の数値に誤りがございましたので、正しい数値に訂正のうえ掲載しております。

今後の課題と取り組み

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題になっています。当社グループは、再生可能エネルギー比率の向上や、石炭・重油から天然ガスへのエネルギー転換によるエネルギー源の低炭素化を目指すなど、エネルギーの効率利用を通じた温室効果ガス削減等を積極的に進めることで、この問題に取り組んでまいります。

tok's
Human
Resource



御殿場工場 総務室 課長補
林 英明

天然ガスボイラーへの切り替えで、CO₂排出低減だけでなくリスク・コストも削減

御殿場工場は、当社のエネルギー起源CO₂排出削減活動の一翼を担うべく、2018年8月に重油ボイラーを天然ガスボイラーに切り替えました。2017年5月に行った大型空調設備の更新による電力使用量削減との相乗効果でCO₂排出量は前年比約7%減となり、排出量削減活動

に貢献できたと思います。また、ボイラーの切り替えの結果、地下タンクの撤去が可能となり、漏洩リスクや管理コストの低減等の効果も得られました。今後は、設備運用で効率アップを図り、さらなる環境負荷低減活動に寄与したいと考えております。

資源循環の促進: 水リスクに対する取り組み

2018年の主な取り組み／実績

用水使用量(国内全工場)

366 千m³

排水経路の見直し

**国内全拠点で
実施**

基本的な考え方

製品の製造に「純水」が欠かせない当社グループでは、製品および製造工程において水を使用することから、生産活動による水消費を必要最小限に抑制し、排出水質の維持・向上を図っています。今後も「バーチャルウォーター*」の問題も視野に入れながら、事業活動を通じたさらなる貢献に努めています。

* 主に農産品や工業製品の生産および流通過程で消費された水、あるいは輸入国が輸入した物品を自国で生産した場合にどの程度の水資源が必要であるかを試算したもの

水消費量の推移

用水の使用量は製品工程の変更や生産量の増減等により変動しますが、当社は、工業用水や市水の異常使用のモニタリングを常時行っているほか、各設備の見直しなどを実施し、使用量の削減に取り組んでいます。

2018年は、国内では、生産量が増加した一方、製品の製造に用いる「純水」の製造工程における水の循環使用等に取り組んだ結果、用水使用量は前年より39千m³減少の366千m³になりました。海外では、生産量が増加した一方、中国拠点においてより効率の良い運用方法に切り替えたことなどから、用水使用量は前年より91千m³減少の539千m³となっています。

国内・海外拠点の水消費量



※決算期変更に伴い、1～12月の集計に変更しました(2014年データより適用)。

「水リスク」への対応

「水リスク」は、「グローバルリスク報告書(世界経済フォーラム)」における「影響度の大きさ」で2012年よりトップ3以内にランキングされるなど、「深刻な世界的リスク」として広く認識されています。そうした中、当社グループは国内外全拠点の用水使用量を把握し、水供給、原材料供給、製造工程、工場排水の各段階におけるリスクを明確化しています。

排水経路見直しによる水汚染リスクの低減

2018年は、国内全拠点の水使用の状況を調査し、排水について汚染リスクの存在が判明した拠点に対し、リスク低減を図る目的で、水使用の各段階における運用方法の見直しや漏洩防止目的のカバー取り付けを実施しました。今後もさらなるリスク低減活動を推進していきます。



漏洩防止目的のカバー

2030年時点での予想される世界の「水リスク(0~100%)」状況

“business as usual (BAU)”シナリオで、経済成長と二酸化炭素の排出量が増加した場合における、各地域の水供給量に対する使用量の割合(%)を示します。

高いパーセンテージになるほど、より多くの人たちが少ない水資源を取り合う、「水の奪い合い」が激化していくとされています。

- 低(10%以下)
- 低～中(10～20%)
- 中～高(20～40%)
- 高(40～80%)
- 最高(80%以上)
- 水不足

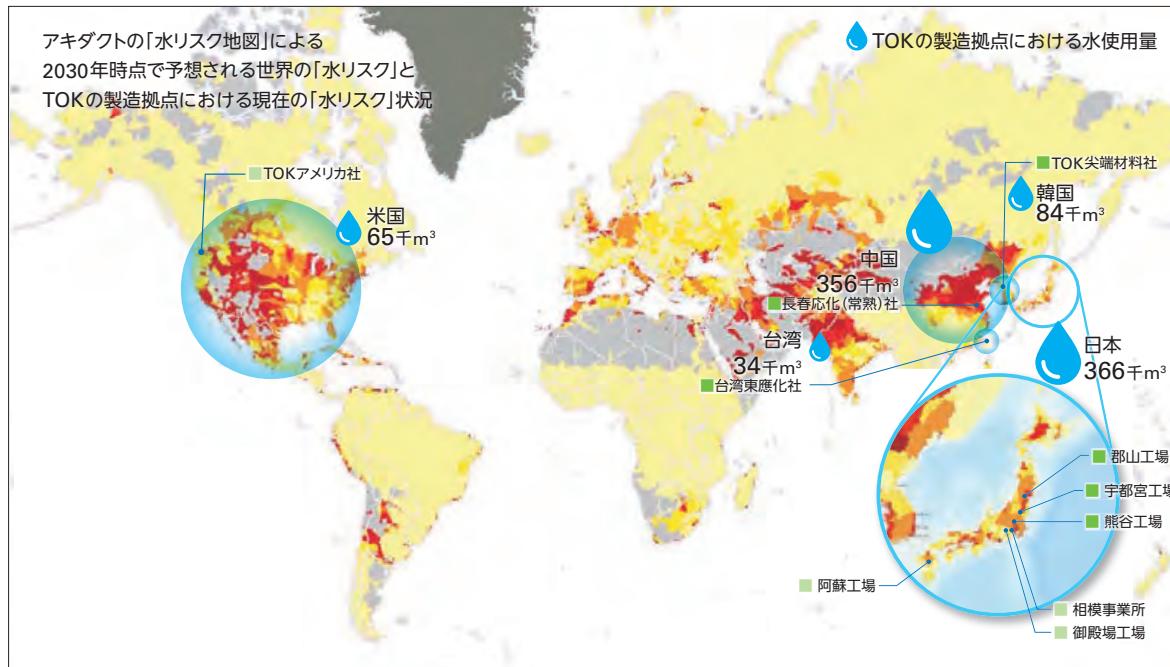
Overall water risk

TOKの各製造拠点における現時点での「水量リスク」「水質リスク」「規制および評議リスク」等を総合的に評価した「水リスク」への露出度

- Low risk(0-1)
- Low to medium risk(1-2)
- Medium to high risk(2-3)
- High risk(3-4)
- Extremely high risk(4-5)

“business as usual (BAU)”シナリオ(RCP8.5)

IPCC第5次評議報告書における「代表的な濃度経路を示す4つのシナリオ」のうちの一つ。現在、既に導入または計画されている緩和策に追加して、さらなる排出抑制努力がなされない場合のシナリオで、2100年時点での予測GHG排出量の中でも最大排出量に相当するシナリオ



AQUEDUCT Water Risk Atlas

水を含む資源問題を研究する米国のシンクタンク「世界資源研究所(WRI)」が開設したポータルサイト「AQUEDUCT(アキダクト)」が無料提供している水リスク関連の地図。双方向性で、各企業の製造拠点における水リスク情報を得ることができる。このポータルサイトでは、各地域の資源問題に関する様々な精細情報も得ることができます。

今後の課題と取り組み

当社グループの製造拠点のリスクレベルを調査した結果、「中」程度のリスクレベルであることが判明しています。そのため、水消費の内訳(製品への移動、蒸発による大気への移動、排水・廃液への移動、生活排水としての移動)を把握し、水消費のバランスを考慮しながら水リスクの低減に努めています。

tok's Human Resource



EHS部 EHS業務室 室長
高木 利哉(左)
生産管理部 施設室 室長
重松 泰二(右)

水使用量削減への取り組みを進化させていきます

当社における水リスクへの取り組みは、従来は水使用量の管理と排水・漏えいに関するリスク低減を中心としていましたが、2018年は、国内各工場における「水収支」を把握したほか、循環システムを試験導入し、純水製造装置において前年比約30%の使用量削減効果を確認しました。今後は

「水収支」データの充実を図りつつ、使用量削減への活動を強化し、将来の全社削減目標の設定につなげていきます。なお、水使用量の削減は設備性能に依存する部分が大きいことから、省エネ活動を担う設備担当部門と総合的な水消費のバランスを考慮しながら進めてまいります。

資源循環の促進：産業廃棄物排出量の抑制・埋立量の削減

2018年の主な取り組み／実績

産業廃棄物排出量

2 ポイント
削減

(前年比)

ゼロエミッション

5 年連続で
達成

基本的な考え方

「限りある資源の有効活用」を目的に「3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動」を実施しています。廃棄物の発生量を抑えるとともに、分別を徹底し、廃棄物の再資源化量を増やすことで、資源の有効利用が一層進むよう取り組んでいます。廃棄物については中間処理と呼ばれる焼却や破碎の処理を行い、安定化、減容化を図って埋立処分量の削減に努めることで、ゼロエミッション*の継続を目指しています。

*ゼロエミッション：事業活動に伴い発生した廃棄物に対して、直接または中間処理後の埋立処分量を1%未満とすること

産業廃棄物排出量の抑制

2016年より、2020年までに2015年比（原単位）で5ポイント削減（年率1ポイント削減）するという中期目標を設定し、この目標の達成に向けて、工程廃液の精製による再利用や廃液の自社処理、自社回収、有価物への転換等様々な廃棄物削減活動を推進しています。

2018年は、工程廃液の精製による再利用や有価物への転換を積極的に進めたことが奏功し、2015年比で17ポイント削減、前年比で2ポイント削減となりました。

ゼロエミッションの継続

2018年は当社が発生させた産業廃棄物のうち、中間処理を経て埋立処分を行った廃棄物量は1%未満となり、2014年より5年連続でゼロエミッションを達成する事ができました。

産業廃棄物排出量*1*2



*決算期変更に伴い、1～12月の集計に変更しました。

*1 原単位指数は普通産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を合算し、算出しています。

*2 産業廃棄物排出量は、2020年までに2015年比（原単位）で5ポイント削減（年率1ポイント）を目標に削減に努めました。

tok's
Human
Resource



阿蘇工場 総務室 課長補
佐々木 孝博

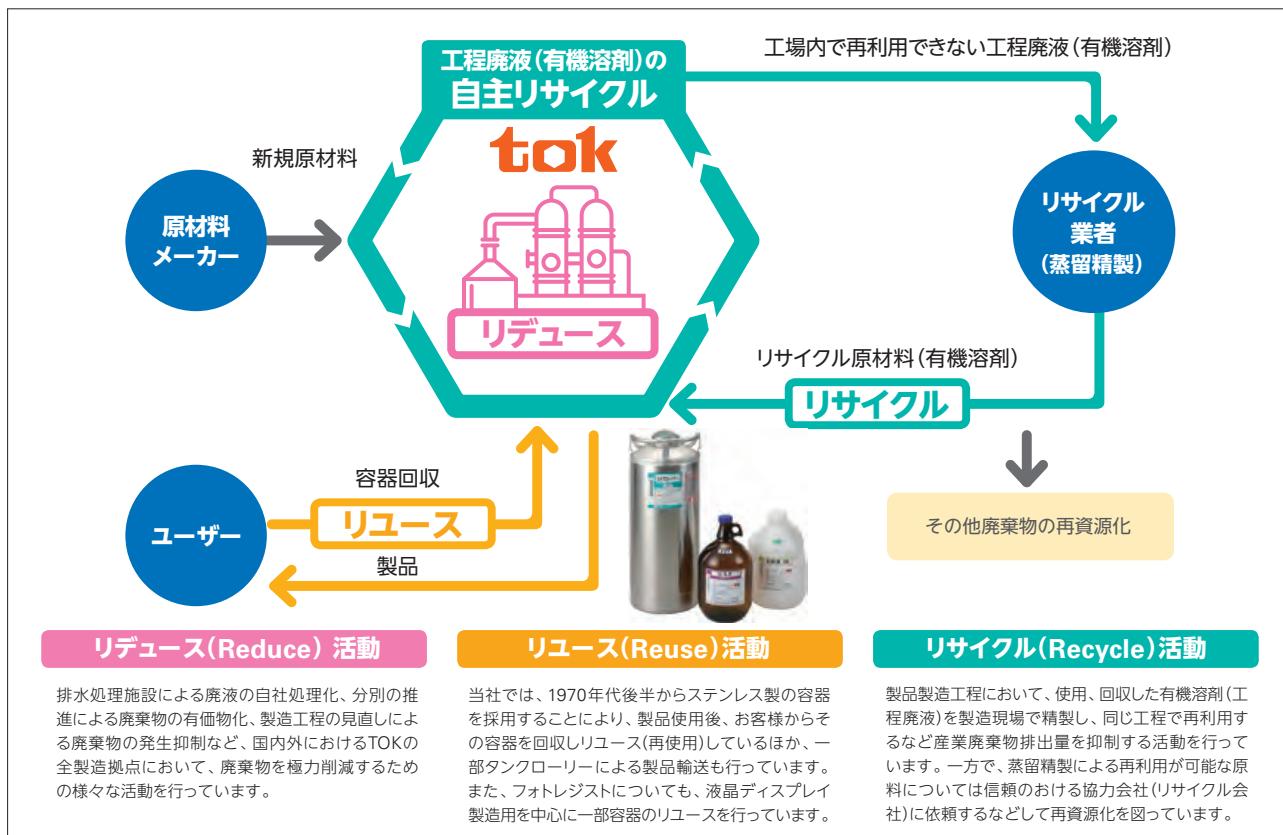
地道な工夫の積み重ねで地球資源を有効活用しています

阿蘇工場では、生産工場として永遠のテーマである3Rを掲げ、生産工程より排出される廃液の削減・再利用やエネルギー源としての有効活用等に積極的に取り組んでいます。廃油は、溶剤毎に分別を徹底することで精密蒸留による原料回収が可能となり、廃液は、工場内で処理業者向けに調整するこ

とで燃料化処理が可能となるなど、資源化率が向上しました。生態系への影響が地球規模で懸念されるプラスチックゴミについても、分別を強化し、原料化に取り組んでいます。今後もさらなる工程改善、従業員の環境意識の向上を図り、廃棄物削減活動を進めていきます。

有機溶剤廃液リサイクルの流れ

■ リサイクル活動 ■ リデュース活動 ■ リユース活動



リデュース／廃棄物の発生抑制。製品製造に投入する資材(原材料)をできるだけ少なくし、その結果、廃棄する量を最小限にすること

リユース／再使用。製品や容器などを繰り返し使用することによって、廃棄物の発生を抑制し、資源の節約を図ること

リサイクル／再生利用。資源の節約や環境汚染の防止のために廃棄物を埋立地処分や焼却処分せず、資源として再利用すること

有機溶剤廃液リサイクルにおける工夫

当社では、自社工場で発生した廃棄物の有効活用に積極的に取り組んでいます。廃油は、リサイクル可能な溶剤ごとに分別を行い、不純物の規格を設け、排出の都度分析を実施するなど管理を強化したことで、従来は産業廃棄物として処理していたものを再使用できるようになりました。また、有機溶剤が複数混合している廃油については、カロリーや水分等が異なる廃油をブレンドするといった工夫を施したことで、助燃剤として使用できるようになりました。今後もこのような資源の有効利用を進め、産業廃棄物排出量の抑制に取り組んでまいります。

「社内循環型エコシステム」を開発中

当社は、新たな環境負荷低減活動の1つとして、研究機関(企業・大学・公的機関等)との協力のもとで新技術の開発を積極的に行ってています。足元で取り組んでいる「社内循環型エコシステム」では、社内廃棄物を新技術で処理することによりエネルギーを取り出すことが可能で、排出ガスも一般的な燃焼システムと比べクリーンであるとの結果が得られています。同システムはまだ検証段階にありますが、気候変動問題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

tok's Stake Holders



九州溶剤株式会社
取締役所長

阿部 昭一郎 様(右)
総務課長
庄司 隆 様(左)

活動のさらなる進化に向けたコミュニケーションを始めています

当社は、電子業界の企業様の廃液や廃溶剤を当社の原材料として引き取り、蒸留精製した後に、再生原材料として東京応化様をはじめとする原材料メーカーへ納品することを主な生業としています。こうした取り組みは、産業廃棄物の排出量を減らし、循環型社会の構築に貢献しています。

近年、電子業界で求められる不純物混入への低減要求はpptレベル^{*1}に突入しており、お客様からのこの難題にお応えするため、東京応化様と当社は定期的な情報交換や品質のクロス

チェックに注力しています。また、足元では、廃液等を蒸留・精製することによって廃棄物量の低減を図る施策の検討など、活動のさらなる進化に向けたコミュニケーションを始めています。

今後も東京応化様のご指導ならびに両社の知識を出し合いながら、関係会社^{*2}として、東京応化グループのゼロエミッションの継続や環境負荷の低減、資源循環の促進に貢献していくと考えています。

*1 1ppt=1兆分の1

*2 持分法を適用しない関連会社

大気・水・土壤／生物多様性

2018年の主な取り組み／実績

大気へのSOx排出

0.1 t減

(前年比)

フロン類の算定漏えい量

23t-CO₂

生物多様性についての社員教育

延べ208名参加

(2018年12月末現在)

基本的な考え方

当社グループは、私たちの日常生活を取り巻く大気・水・土壤環境の保全のため、設備更新、燃料転換、製造工程の見直し等により、温室効果ガス*や化学物質の排出削減による環境負荷低減の取り組みを進めています。また、「東京応化生物多様性保全行動宣言」を策定し、生物多様性保全に対する従業員の意識向上に努めています。

*温室効果ガス：太陽光をよく通すが地面や海面から放射される赤外線を吸収する性質を持つ気体のこと、地球温暖化の原因とされている

大気汚染・水質汚濁・土壤汚染の防止

・大気汚染物質排出量の削減

当社は、大気汚染に関わる主要な物質である硫黄酸化物(SOx)と窒素酸化物(NOx)の排出量削減に努め、排出量が少ない天然ガスを燃料とするボイラーへの転換を進めています。2018年は、御殿場工場のボイラーを転換しました。その結果、周辺部に都市ガスの供給がない2工場を除く全拠点において、都市ガスボイラーへの転換を完了しました。

なお、2018年の事業活動に関するSOxの排出量は、御殿場工場のボイラー燃料を天然ガスへ転換したことにより前年比0.1t減少し1.3tとなりました。また、NOxの排出量は、発電機の稼動時間の増加により、前年比2.3t増加し、10.1tになりました。

・土壤汚染の監視

当社グループでは、土壤や地下水の汚染は地域住民の皆様や従業員の安全・健康を脅かす恐れがあるとの認識に立ち、リスク管理に取り組んでいます。調査によって土壤汚染あるいは地下水汚染が判明した場合には、速やかな情報開示と処置を図るとともに、地域住民の健康や安全確保に努めています。また、行政機関に対しては汚染状況や汚染の拡散防止措置を報告しており、今後も、土壤や地下水汚染などにより近隣へ影響を及ぼすことのないように、法令に準じた適切な土壤調査を実施し、汚染リスク回避活動を継続的に実施していきます。

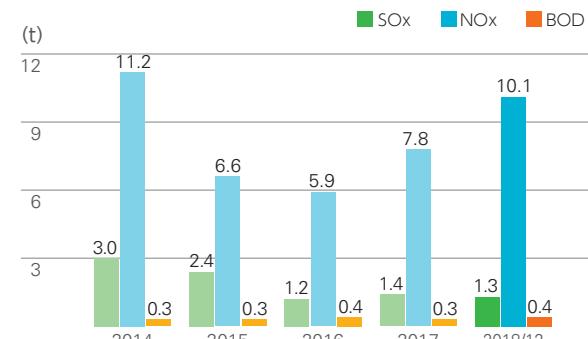
・水質汚染物質排出量の削減

各拠点からの排水については、工程排水処理施設で活性汚泥処理などの浄化処理を行い、法令や都道府県等で定められた規制値よりも厳しい自主管理基準値を設定し、基準値を満たしたものを公共水域に放流しています。

また、水質については定期的に自主基準と法規制への適合を評価し、2018年は、自主基準・法規制の双方に対し基準および規制値超えは発生しませんでした。今後も適正な基準で放流するために、工程排水処理施設の維持・管理に努めるとともに、排出量低減に向けて活動していきます。

なお、2018年の公共水域へ放流されたBOD排出量は約0.4tとなり、前年と同等で推移しています。

SOx排出量／NOx排出量／BOD排出量



※決算期変更に伴い、1～12月の集計に変更しました。

オゾン層破壊物質対策

当社グループは、オゾン層破壊物質であるCFC-11やCFC-12などの特定フロンを主に冷蔵・冷凍機の冷媒として使用しており、グループ全体で、使用量の削減や代替物質への転換を進めています。また、フロン排出抑制法(改正フロン法)により定期点検や漏洩量の報告等が義務づけられており、適正な管理・充填・処分が行われるよう環境整備を進めています。適切に対応した結果、フロン排出抑制法に基づく2018年の漏洩量は、約23t-CO₂でした。

また、オゾン層破壊物質を使用している消火設備についても、定期的に切り替えを行うなど、今後もグループ全体で定期点検等を行い、法令の逸脱が無いよう管理のさらなる強化を図っていきます。

※集計期間:2018年4月～2019年3月

PRTR対応の推進

化学物質の法規制であるPRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、製造あるいは使用した指定化学物質について、排出量および移動量の管理と行政への報告を行っており、それらの数値を正しく算出・報告するために、「化学物質・PRTR管理システム」を活用しています。

PRTR法で定められている第1種指定化学物質(462物質)のうち、2018年は41物質(取扱量は1,300t)を取り扱い、このうち大気・公共水域への排出量を2tと推定しています。また、当社は加盟する一般社団法人日本化学工業協会の日化協PRTR調査を通じて、VOCや有害大気汚染物質の排出量の把握に努めています。

※集計期間:2018年4月～2019年3月

今後の課題と取り組み

当社は、大気汚染物質排出量の削減、水質汚染物質排出量の削減、オゾン層破壊物質対策について様々な活動を行つきましたが、どのカテゴリーについても共通して当てはまるのは、「いかに高性能な設備を導入しても、それを常に正常に活用できる運用を行わないと意味がない」ということです。今後も、施設・設備等の適切な維持管理が重要という考え方のもと、大気・水・土壤環境の保全に向けた活動を継続していきます。

tok's
Human
Resource



阿蘇工場 総務室 課長補
佐藤 忠男

雄大な自然環境を保全するための独自の取り組み

阿蘇工場は、豊富な水資源とともに生活を営むことを提唱している熊本県の阿蘇くじゅう国立公園内に位置し、雄大な自然環境の中で生産活動を行っています。このような豊かな自然環境を保全するため、環境事故撲滅活動を重要な取り組みと位置づけ、排水経路中に止水弁を設置す

るなど独自の取り組みにより有害物漏洩時の被害拡大防止を図っています。防油堤や配管ピット系溜池内の排水をする際には、有害物の有無を分析し問題がないことを確認後に排水するなど、環境汚染リスクの低減に努めています。今後もさらなる環境保全に努めています。

生物多様性の保全

当社グループは「東京応化生物多様性保全行動宣言」を制定し、グループ全体で生物多様性保全に向けた活動に取り組んでいます。生物多様性についての社員教育にこれまで延べ208名が参加しているほか、2018年は、「かながわトラストみどり財団」を通じて、「県民参加の森杯作り」に6名の社員を派遣しました。このような地道な生物多様性保全活動が社内外に波及し、社会全体に浸透していくよう、これからも活動を続けていきます。

生物多様性の保全

東京応化生物多様性保全行動宣言

- 生物多様性保全を経営の最重要課題の一つと位置づけ、地球環境保全活動を強化します。
- 生産活動および製品・サービスの開発提供を通じて、またサプライチェーンとも連携して、環境負荷の継続的な削減を実現し生物多様性の保全に取り組みます。
- 社員に計画的に教育を実施し、生物多様性保全の重要性について正しく認識・理解させることで、活動の充実を目指します。
- 社会の皆様から高い評価と信頼が得られるような環境保全に資する社会貢献活動を継続的に行います。
- 取り組み結果について公表し、社会の皆様とのコミュニケーションを促進します。

活動事例

- ▷ グリーンプロセス、グリーンプロダクトの開発
- ▷ エネルギー効率向上、資源循環、3Rの推進
- ▷ 工場の新增設計画での環境影響評価とその対応
- ▷ 廃棄物削減活動による環境負荷低減
- ▷ 化学物質の適正管理による高蓄積性、難分解性物質の環境への拡散抑制

製品責任・プロダクトスチュワードシップ活動の強化

2018年の主な取り組み／実績

化学物質の適時・
正確なリスク評価と
適切な管理

3拠点の
PCB廃棄物処理を
進行

サプライヤー
エンゲージメントを
拡充

基本的な考え方

近年の国際的な化学物質管理の動向の一つとして、2002年のヨハネスブルグサミットにおけるWSSD2020年目標*の合意を契機に、化学物質管理をリスクベースで行う考え方方が定着しつつあります。経営理念の一つに「地域社会・全世界の共同社会に対する責任」を定める当社は、地球温暖化防止、化学物質の管理、資源の有効活用・廃棄物削減等の環境負荷に関する取り組みの推進、すなわちプロダクトスチュワードシップ活動の強化を掲げています。

*WSSD2020年目標：予防的取り組み方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順により、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法にて使用・生産されることを、2020年までに達成することを目指している

化学物質の適正かつ確実な管理を実施

当社は、レスポンシブル・ケアの重要な柱であるプロダクトスチュワードシップ活動として、サプライチェーンにおいて適正に化学物質情報を伝達する体制の確立に取り組んでいます。化学物質情報の伝達で求められるのは情報の適時性ならびに正確性であり、そのためには、上流であるサプライヤーから化学物質情報を適時・正確に入手すること、すなわち“源流管理”が最も重要です。サプライヤーから入手した化学物質情報に加え、各国の化学物質規制の最新情報を入手・管理し、当社製品のSDSやラベルに展開することで、顧客へ適時に正確な化学物質情報を提供できるよう努めています。

2018年はこの源流管理体制の強化を主眼とし、1つ目の取り組みとして原料管理の強化を図りました。法令や条約等改正時に調査対象物質の含有有無をサプライヤーに確認する際、従来は電子メールを用いていましたが、効率の低さと業務負荷の大きさが課題となっていました。そこで、サプライヤーアンケートシステムによって回答を収集し、その結果を製品組成情報へ展開することで、顧客に対しより効率良く迅速に情報を提供できるようになりました。もう1つの取り組みである製品組成管理の強化については、従来は量産品の組成の

みを対象としていたデータベース化に開発品も含めることで、開発品の調査スピードが格段に向上しました。今後も、ステークホルダーに対し正確かつ迅速に化学物質情報を提供できるよう努めてまいります。

PCB特措法への適切な対応

2018年は、相模事業所、湘南事業所、御殿場工場の3拠点で、PCB*を含む廃棄物を所定の保管基準に則り適正に保管・管理するとともに、行政への各種届出を行いました。相模事業所に保管していた高濃度PCBについては、82%を処理しました。今後は、全ての拠点で使用および保管している受電設備と廃棄物を、法で定められた期間内(2027年まで)に処分する必要があります。事業活動に支障が生じないよう配慮した機器更新計画を策定し、段階的に処分を行っていく予定です。

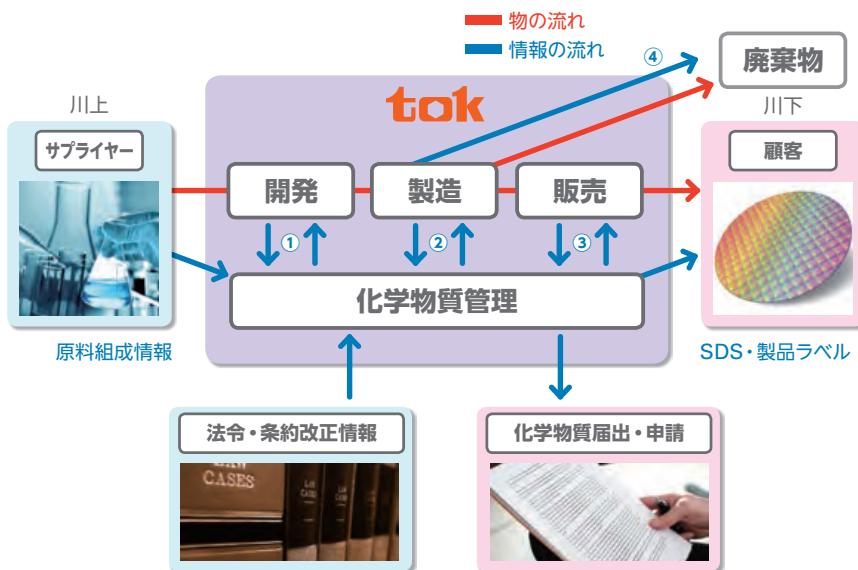
*PCB: Polychlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で有機化合物の一種。かつては耐熱性、電気絶縁性に優れた化学物質として熱媒体、絶縁油、塗料などに使用されていたが、分解しにくく毒性が強いことから、1972年に製造が中止された。しかし現在も処理が進んでいないため、保管者には厳重な管理が義務づけられている

サプライチェーンにおける化学物質リスクの管理

サプライチェーンにおける化学物質リスクの管理においては、物の流れに応じた適切な情報提供が求められます。

開発・製造・販売・廃棄の各段階において、法令遵守ならびにリスク管理のための手順を構築・運用しています。

サプライチェーンにおける化学物質リスク管理の流れ



*REACH規則: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicalsの略称。「生産者責任と予防原則」の徹底のために、化学物質の登録、評価および認可を1つの統合したシステムで管理するEUの規制

*紛争鉱物: コンゴ民主共和国およびその近隣周辺の紛争地帯で産出されたスズ、タンタル、タングステン、金の4種の鉱物を指す。米国のドッド=フランク法(金融規制改革法)で規定されている

*化審法: 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

*化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律

TOK化学物質管理基準

環境負荷低減に関する取り組みを進めるため、原料調達段階における化学物質管理に注力しています。使用禁止あるいは管理するべき化学物質を定めた「TOK化学物質管理基準」を2005年1月に制定し、その後、EUのREACH規則や米国のドッド=フランク法(金融規制改革法)で規定された紛争鉱物など、最新の法令・規制に準拠するべく数度の改版を重ねてきました。

2017年5月に発行した第7版の改定においては、名称を「TOKグループ化学物質管理基準」と改め、当社グループの各拠点における化学物質規制や顧客要求を「環境管理物質」として明確化し、管理するべき化学物質の全面的な見直しを行いました。このTOKグループ化学物質管理基準をサプライヤーからの化学物質情報入手ツールとして活用しており、今後もサプライチェーンを通じた情報共有により、化学物質の適正なリスク管理を継続して進めてまいります。

今後の課題と取り組み

新規化学物質の登録制度がある国では、該当物質の用途や輸出入者情報の届け出を必要とする場合が多くあります。当社製品の販売先が海外へシフトするのに伴い商流管理が複雑・煩雑化しており、業務負荷の高まりが課題となっています。そこで、これまで人手に頼ってきた作業を自動化することで業務負荷の軽減を図ると同時に、正確性と迅速性の向上へ向けた検討を進めています。2020年での本稼働に向けて、2019年中のシステム構築とテスト稼働を予定しています。

tok's Human Resource



EHS部 化学物質管理室 室長
宮野 徹

海外子会社とより強固な関係を築き、製品の安定供給に努めます

化学物質に関する情報をステークホルダーにタイムリーかつ正確に伝達することを使命とする化学物質管理室では、最新の法令要求事項を常に把握し続ける必要があります。世界的に化学物質管理は強化される傾向にあり、韓国、台湾でも、2020年にかけて法令の改正が予定されています。当社は両国

の子会社と連携し最新情報を入手しているほか、改正後の製品供給に支障が生じないよう事前準備を進めています。これは、2016年から進めてきたGMS(グループマネジメントシステム)による成果の一つでもあります。今後も海外子会社とより強固な関係を築き、製品の安定供給に努めてまいります。

労働安全衛生／化学物質リスク低減

2018年の主な取り組み／実績

予防処置や
体感教育を取り入れた
環境安全教育の
実施

化学物質取り扱い
作業における
リスク低減

基本的な考え方

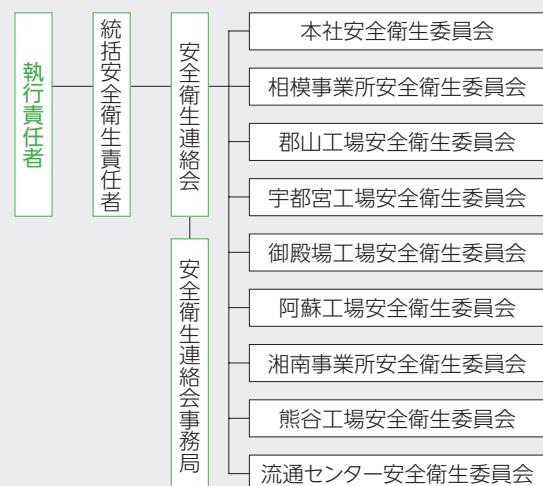
当社は労働安全衛生活動において、各拠点の安全衛生委員会の年間活動計画を基に、各種予防活動を実行しています。また、拠点単独では対応できない全社的な課題については、本社人事部を事務局とする安全衛生連絡会により検討します。安全衛生連絡会では、拠点を越えた水平展開が必要な安全衛生対策の実施状況についても情報を共有します。このような組織体制のもと、化学物質による薬傷災害や発火事故、機械や重量物による重篤な災害の予防へ向けた活動と、万が一労働災害が発生した場合の徹底した安全対策の実施と、その水平展開を進めています。

労働災害事例に基づく予防処置などの対策実施

当社では、労働安全衛生法で定められた各拠点の安全衛生委員会に加え、全社を統括する安全衛生連絡会を設置しています。総務本部長を執行責任者とする安全衛生連絡会では、拠点間の情報共有を図るとともに、全社での安全衛生活動を推進しています。今後は、労働安全衛生水準の向上と労働災害による事業継続リスクの低減を図るために、2018年3月に発行されたISO45001の認証取得に向けて、さらなる安全衛生体制の強化に努めます。

2018年は、同年発生した労働災害の是正対策を行うため、全拠点から安全推進リーダーを選出し、全工場の巡視を実施しました。この巡視活動により、全社での問題点の洗い出しと、求める安全対策レベルの擦り合わせを行い、全社共通の安全基準を制定するとともに、各拠点においては、安全基準に基づいた設備改善や作業手順の見直しを行いました。

労働安全衛生管理機能組織図



緊急事態対応訓練／環境自覚教育／事故防止対策 ガイドライン教育の実施

当社では、各拠点で運用する環境マネジメントシステムにおいて、緊急事態および地震等の自然災害を考慮した「潜在的な緊急事態の可能性」を明確化し、定期的な対応訓練を実施しています。また、当社の各拠点では多くの外部業者の方々が工事や機械のメンテナンス等を行っていますが、2018年は、これら外部業者の方々が作業を行う際の環境事故や労働災害の発生を未然に防止するため、全社共通のルールとなる「外部業者管理ガイドライン」の策定に着手しました。2019年にガイドラインを正式発行するとともに、ガイドラインに基づき、各拠点での詳細なルールを設定し、事故や災害の未然防止に努めてまいります。



郡山工場における訓練

腐食性が高い化学物質の取り扱いにおける リスク低減の取り組み

当社では、半導体関連品を製造する際、腐食性をもった化学物質も使用しています。2018年はこのような化学物質による災害事例を教訓とし、製造ラインや作業方法の見直しを進めました。また、同じ化学物質を使用する拠点間で安全対策の情報を共有し、安全対策レベルの向上に努めました。2019年の取り組みとして、これまで自社で進めてきた安全対策レベルの妥当性を確認し、潜在的危険源の洗い出しによってさらなる安全衛生レベルの向上を図るため、第三者機関による安全衛生監査を予定しています。

労働災害防止活動

各拠点の安全衛生委員会は、労働災害防止に向けた活動を拠点ごとに行い、計画的に従業員の教育・訓練を実施しています。また、安全衛生連絡会は、事故や労働災害が発生した場合の緊急時処置についてもマニュアルを整備し、適切に対応できる体制としています。

2018年は、2件の休業災害が発生しました。今後も労働災害はもちろん、労働災害リスクを「0」にするべく、全社をあげて労働災害防止活動に取り組んでまいります。

今後の課題と取り組み

当社では既にISO9001、ISO14001の認証を取得しておりますが、第三のマネジメントシステムとなる労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)の認証取得を検討しています。ISO45001は2018年3月に発行、さらに同年9月にはJISQ45001が発行され、産業界においては今後の認証取得が加速すると思われます。当社の生産活動において労働災害や事故が発生した場合には、事後処理や是正対策に膨大なコストが生じ、その後の生産活動にも大きな支障をもたらします。当社は、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を通じて労働災害を未然に防ぎ、従業員が安全で健康に働く職場づくりをさらに強化してまいります。

tok's
Human
Resource



EHS部 EHS業務室 技師
青木 崇

さらなるレベルアップにより、環境事故と労働災害ゼロを目指します。

当社ではフォトレジストをはじめとした半導体関連製品を製造しており、多くの化学物質を取り扱っています。それら化学物質の中には、危険物や毒劇物等もあり、取り扱いには十分な注意が必要です。工場では過去の災害事例等を教訓に、製造設備や作業方法の見直しによる安全対策を積極的に

推進しています。今後導入を予定している労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)では、既に構築済みの環境マネジメントシステム(ISO14001)との統合も見据え、効率的なシステム構築とさらなる環境、労働安全衛生水準のレベルアップを図ることにより、環境事故と労働災害ゼロを目指します。

ステークホルダーコミュニケーション

当社グループが今後も社会の一員として価値創造を続け、社会的課題の解決に貢献し続けるため、当社グループが何を期待されているのかを的確に捉えるべく、様々なステークホルダーとの対話を重ねています。

環境・安全についての対話

参加従業員数

531名

(2018年12月末現在、累計)



国内各製造拠点において、事業所周辺の清掃活動や、地域の交通安全への意識を高める活動などを通じ、従業員の環境や安全意識の向上、地域住民の皆様との対話に努めています。

2018年12月期は、各拠点周辺の清掃活動のほか、献血活動や、御殿場工場の地域住民の交通安全意識向上を促す広報活動に参加しました。また、本社が所在する神奈川県で水源環境等の保全活動を行う「かながわトラストみどり財団」が主催する「県民参加の森林づくり」に参加し、間伐作業などに取り組んでいます。

科学の発展に向けた対話

助成事業

**77件
3,184万円**

(東京応化科学技術振興財団を通じた
2018年の助成活動)



当社は東京応化科学技術振興財団を通じ、科学技術の向上・発展への貢献に努めています。創業者・向井繁正によって設立された同財団は「資源小国である我が国の発展のためには基礎的研究から積み上げた独自技術の開発と、その産業への応用が人類の平和と繁栄につながる」という向井の理念のもと、全地球的な科学技術の振興と発展への貢献を目指し、4つの助成事業と1つの表彰事業を開展しています。

地域社会との対話

来場者数

約1,500名

(2018年12月期)



社会との共有価値の創造にあたり、地域社会との協調・連携や、信頼関係の構築を重視する当社は、事業拠点周辺地域の社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。2018年12月期は、地域住民やお取引先とのコミュニケーションの場として、湘南事業所に隣接する当社社宅・独身寮の敷地内にて、32回目となる「納涼祭」を開催しました。また、御殿場工場では、地域の子供たちとそのご家族をご招待し、工場内のビオトープにてトンボ池観察会を実施したほか、郡山工場では、「第21回二工会 *納涼祭」に多くの従業員が参加しました。こうした取り組みを通じた地域社会とのコミュニケーションを、今後も継続していきます。

*郡山工場が所属する郡山西部第二工業団地工業会の略称